

2. 7 大阪府 吹田市

特徴	水銀使用廃製品と他の有害危険ごみと一緒に、コンテナによる直営又は民間委託による月1回のステーション回収
導入手順	<p>昭和63年に全国に先駆けて5種分別（「燃焼ごみ」、「資源ごみ」、「大型複雑ごみ」、「小型複雑ごみ」、「有害危険ごみ」）の導入に着手し、平成4年には全市に普及させた。</p> <p>有害危険ごみとは電池、蛍光管、水銀体温計等有害な物質を含むもの又はハサミ・包丁、カミソリ、簡易ガスボンベ、スプレー缶、ライター等の取扱に注意を要するもの。</p> <p>導入に当たっては、①特に重金属が焼却炉に入らないように、燃えるごみの分類から除外して環境汚染を防止する、②ごみの収集や処理の段階での傷害・爆発・火災などの事故発生を防止する、③有害ごみを保管して再資源化を促進する、④将来、有害な化学物質が現れた場合にも対処できるようにする、という4つの理由から有害危険ごみという区分の導入を図り、市が全市自治会への事前説明を行った。</p>
実施体制	<p>事業課：収集及び運搬の計画、収集運搬民間委託契約事務。</p> <p>破砕選別工場：有害危険ごみの選別、蛍光管、乾電池の一時保管作業委託契約事務。蛍光管、乾電池の処理処分委託契約事務。</p> <p>ステーション担当町会：回収日のコンテナ準備等協力。</p>
必要経費	<p>全市5種分別実施に要した費用：不明</p> <p>収集輸送選別費用：資源ごみ、複雑ごみ等の回収輸送を直営、民間委託で行っており、有害危険ごみのみの算出は不明。</p> <p>蛍光管処理処分費用：約3,700千円（平成25年度、水銀体温計・血圧計を含む）</p> <p>乾電池処理処分費用：約3,800千円（平成25年度）</p>
導入効果	平成25年度年間で蛍光管約37トン、乾電池約58トン、合計で市民一人当たり約260g回収し、適正処理、リサイクルできている。
導入のメリット・デメリット	<p>メリット：水銀使用廃製品と回収員の怪我や火災事故などの誘因となる取扱が危険な刃物、スプレー缶等を同時に回収できる。</p> <p>デメリット：有害危険ごみを破砕選別施設へ搬入後、手選別が必要で手間がかかる。</p>

大阪府 吹田市 水銀使用廃製品回収事例

1. 担当窓口

担当窓口	吹田市環境部事業課
住所	〒565-0862 大阪府吹田市津雲台7丁目7番D138-101号
連絡先	電話：06-6832-0026 FAX：06-6832-0092 E-mail：jigyol_k@city.suita.osaka.jp
URL	http://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-kankyo.html

2-1. 基本事項(1)

人口	359,689	世帯数	161,187世帯	市域	36 km ²	一般廃棄物収集量	117,678 t
----	---------	-----	-----------	----	--------------------	----------	-----------

※人口：H25.9現在、世帯数、市域：吹田市HP、一般廃棄物量は環境省H24年度調査

2-2. 基本事項(2)

水銀使用廃製品回収量	95t	原単位	263(g/人・年)	集積所数	約1万	集積場数原単位	36(人/カ所)
------------	-----	-----	------------	------	-----	---------	----------

※H26年ヒアリング

3. 家庭ごみ区分、品目

4区分	No.	区分	No.		収集頻度
		1	燃焼ごみ	1	燃焼ごみ
	2	資源ごみ	2	新聞	月2回
			3	雑誌類	
			4	ダンボール	
			5	古布類	
			6	かん	
			7	びん	
			3	拠点回収	
9	牛乳パック				
4	大型複雑ごみ	10	大型複雑ごみ	月1回	
		11	小型複雑ごみ	月1回	
		12	有害危険ごみ(蛍光管、電池類、水銀体温計、ハサミ・包丁、カミソリ、簡易ガスボンベ、スプレー缶、ライター)		

4. 家庭ごみ中水銀使用廃製品の分類

水銀使用廃製品	ごみの分類	水銀使用廃製品	ごみの分類
蛍光管	有害危険ごみ	乾電池	有害危険ごみ
水銀体温計	有害危険ごみ	ボタン電池	取り扱わない。販売店、協力店の回収箱へ

5. 水銀使用廃製品排出から最終処分までのデータ

家庭(排出)		吹田市(回収・輸送・中堅処理・一時保管)					処理、処分	
種類	回収方法	回収頻度	直営等	輸送車両	中間処理	保管方法	委託先	処理処分
蛍光管	ステーション回収	月1回	直営もしくは委託	平ボディ車	無	蛍光管保管箱(屋内)	全都清ルート	野村興産(株)
乾電池					無	ドラム缶(同)		
水銀体温計						蛍光管保管箱		
ボタン電池	非取扱							

6. 水銀使用廃製品の排出、回収、中間処理、処理処分

種類		排出（回収）方法		
住民広報		ごみのわけ方 12 種分別を転入者へ配布。HP 及び市報、生活便利帖に掲載		
事業推進協力者		無		
排出 回収	蛍光管	水銀体温計はケースに入れ、それ以外はそのままコンテナに入れる。コンテナを設置しているステーション数は約 10,000 カ所		
	水銀体温計			
	乾電池			
	回収容器	回収場所の専用コンテナコンテナの形状・寸法。プラスチック製蓋付組み立て式（530L×366W×272H、折りたたみ時 86H）。		
輸送車両	ハサミ、包丁、カミソリ、ガスボンベ等を含む「有害危険ごみ」として、直営もしくは委託分別回収。平ボディ車にて小型複雑ごみと共に市の破碎選別工場へ運ぶ。			
中間処理		中間処理は行っていない。一括で集めている水銀使用廃製品以外のハサミ等の分別は破碎選別工場で行われ（委託作業）金属等としてリサイクル。		
一時保管		蛍光管は蛍光管保管箱（含、水銀体温計）へ、乾電池はドラム缶へ入れて屋内保管し、処理処分業者へ引き渡す。		
処理 処分	契約先選定	再資源化の残渣を最終処理処分可能なのは野村興産株のみのため随意契約。		
	契約上の条件	契約仕様書の提供は不可		
	処理費用	品目	H24 年度決算額(千円)	H25 年度決算額(千円)
		蛍光管	搬送処理費：3,543	搬送処理費：3,655
		乾電池	搬送処理費：3,679	搬送処理費：3,831
水銀体温計 水銀血圧計		蛍光管に含む	蛍光管に含む	
移送方法	陸上輸送、海上輸送			
回収事業導入の手順		一般廃棄物の資源化に取り組むため、ごみの 5 種分別（昭和 63 年度頃）を計画し、その際、水銀含有物の処理を行える事業者と協議を行った。		
事業の課題とこれから取り組む市町村等への助言		資源化を行う際に、より多くの一般廃棄物を再資源化、再利用できるよう担当者だけでなく、市民と一緒に考え、国の支援を得ながら処理処分できる業務を進めることを目指す。		

(注)：ステーション数は超概算

7. 処理実績

品目	H20	H21	H22	H23	H24	H25
蛍光管	39,790kg	39,270kg	38,460kg	37,260kg	35,520kg	36,640kg
乾電池	56,440kg	58,460kg	57,580kg	59,480kg	55,620kg	57,910kg
水銀体温計	8.4kg	6.8kg	10.3kg			

出典：環境省平成 23 年度水銀使用廃製品に関する実態調査、平成 25 年度水銀廃棄物の処理実態調査、平成 26 年度ヒアリング

8. 平成 28 年度取組について

概要	吹田市独自事業として平成 28 年度についても水銀使用廃製品の回収事業を実施した。
----	---

9. 平成 28 年度処理実績

品目	H28
蛍光管	28,380kg
乾電池	55,930kg

平成 30 年度ヒアリング

10. 参考図

ごみのわけ方 12種分別

吹田市環境部資源循環室事業課 (電話06-6832-0026)

収集日当日の朝8時まで、決められた場所に分別し、ごみを出してください。祝祭日も通常収集です。

燃焼ごみ	資源ごみ		大型複雑ごみ	小型複雑ごみ	有害危険ごみ	
週 2 回	月 2 回		月 1 回	月 1 回	月 1 回	
収集日	曜日		曜日	曜日	曜日	
<p>① 燃焼ごみ</p> <p>台所のごみ、革製品、プラスチック製品、発泡スチロール、小さな木製品、ぬいぐるみ等小さな燃えるごみ</p> <p>台所のごみ (出来るだけ水を切ってください。)</p> <p>生花</p> <p>ビデオテープ CD</p> <p>植木の枝・木切れ (太さ7cm以下 長さ50cm以下)</p> <p>玄関マット</p> <p>使い捨てカイロ</p> <p>革製品</p> <p>小さな木製品 木箱</p> <p>ぬいぐるみ</p> <p>積木</p> <p>燃焼ごみを出すときは無色半透明以外のごみ袋は使わないでください。</p> <p>袋の口はひも等でしばってください。金銀の印刷のある紙や油などで汚れた紙、写真、防水加工紙、感熱紙、プラスチックコート紙、アルミ箔加工の紙は資源化できないので燃焼ごみに出してください。</p>	<p>② 新聞(チラシ含む)</p> <p>※ひもで十字に束ねてください。</p> <p>折り込みチラシも一緒に出せます 出来るだけ、集団回収に出してください。</p> <p>③ 雑誌類(その他紙類を含む)</p> <p>※ひもで十字に束ねてください。</p> <p>ダイレクトメール はがき等</p> <p>窓のセロハン、宛名ラベルは取る</p> <p>小さな紙も約1cm四方以上で、材質によれば資源化できます。紙袋などに入れ、くっつけて出してください。出来るだけ、集団回収に出してください。</p> <p>④ 段ボール</p> <p>※必ずたたんでください。</p> <p>※ひもで十字に束ねてください。</p> <p>出来るだけ、集団回収に出してください。</p>		<p>⑤ 古布類(古着含む)</p> <p>ポロ布・古着等</p> <p>ポロ布・古着等は紙袋に入れても結構です。出来るだけ、集団回収に出してください。</p> <p>⑥ かん</p> <p>空かん</p> <p>鍋、やかん等の金属製品</p> <p>⑦ びん</p> <p>空びん</p> <p>空びんはキャップを取って割らずに出してください。割れたびんは小型複雑ごみへ出してください。びん・かん類は中を水洗いして、袋に入れて直接コンテナへ入れてください。</p>	<p>⑩ 大型複雑ごみ</p> <p>タンス、ふとん等、小型複雑ごみの大きさを超えるもの(一辺が60cmを超えるもの)で収集処理できるもの</p> <p>木製家具 じゅうたん</p> <p>ソファ</p> <p>学習机</p> <p>ふとん・毛布</p> <p>ベッド</p> <p>収納ケース (一辺が60cm以上のもの)</p> <p>自転車</p> <p>ゴルフバッグ</p> <p>石油ストーブ *灯油を抜いて(大きさは問いません)ください。</p> <p>*着火用電池は取りはずしてください。</p> <p>「不用品」と張り紙して、そのまま出してください。石油ストーブはすべて大型複雑ごみへ出してください。</p>	<p>⑪ 小型複雑ごみ</p> <p>燃えないもの及び燃えるものと燃えないものの混成品で60cm四方未満のもの</p> <p>瀬戸物等の食器類</p> <p>白熱電球</p> <p>化粧品びん・クリスタル・耐熱ガラス・板ガラス・コップ・われたびん</p> <p>ハンガー(金属含む)</p> <p>植木鉢</p> <p>電気製品</p> <p>ガスコンロ *着火用電池は取りはずしてください。</p> <p>小さなスチール家具</p> <p>ポット</p> <p>ガスストーブ</p> <p>三輪車</p> <p>おもちゃ(金属を含む)</p> <p>電子レンジ</p> <p>傘</p> <p>扇風機</p> <p>小さな物は袋等に入れて出してください。有害危険ごみ用コンテナの横に置いてください。電池は必ず抜いて出してください。</p>	<p>⑫ 有害危険ごみ</p> <p>電圧、蛍光灯、水銀灯など有害な物質もも又は取り扱いに注意を要するもの</p> <p>*ニカド電池 ボタン型電池は販売店で引き取ってもらってください。</p> <p>電池類</p> <p>蛍光灯</p> <p>水銀体温計</p> <p>ハサミ、包丁</p> <p>カミソリ</p> <p>*刃先を紙などに包んで出してください。</p> <p>簡易ガスボンベ スプレー缶(カートリッジ式)</p> <p>ライター</p> <p>使い切った出してください。危険ですので、釘で穴を開けたり、刺したりしないで出してください。</p>
<p>集団回収</p> <p>自治会、子供会などで、新聞・雑誌・段ボール、古布・古着、アルミ缶などの集団回収をしています。資源の有効利用のため、集団回収に協力してください。</p>						
<p>拠点回収</p> <p>ごみの減量と再資源化のため、専用の回収箱をご利用ください。</p> <p>回収箱設置場所 ・公共施設 ・協力店舗</p>						
<p>⑧ ペットボトル</p> <p>回収箱設置場所 ・公民館等</p>						
<p>⑨ 牛乳パック</p> <p>回収箱設置場所 ・公民館等</p>						
<p>市が収集しないごみ</p> <p>事業所から出るごみ</p> <p>○一般廃棄物</p> <p>商店、飲食店、事業所等の事業活動に伴って生じたごみは、自らの責任において適正に処理するか、一般廃棄物処理業者に依頼してください。</p> <p>○産業廃棄物</p> <p>事業活動に伴って生じた廃プラスチック、燃えがらなど廃棄物処理法で定められた品目については、自らの責任において処理するか産業廃棄物処理業者に依頼してください。</p>						
<p>収集できないもの</p> <p>(販売店または処理業者で引き取ってもらってください。)</p> <p>たたみ</p> <p>植木の枝・木切れ等 タイヤ (太さ7cmを超えるもの 長さ50cmを超えるもの)</p> <p>農薬・殺虫剤 化学薬品 漂白剤等 の液体物</p> <p>消火器</p> <p>ブロック</p> <p>バッテリー</p> <p>*火災ごみ(火災ごみについては、後述の見解のみで収集します) *その他(自動車タイヤ/リチウム電池、主軸、げんき、レンジ、かわら、石油類)</p>						
<p>死んだ犬・猫 小動物の処分</p> <p>家庭で飼われていた犬、猫、小動物(有料)、飼主不明の犬、猫、小動物(無料)の死体の収集依頼はご連絡ください。</p>						
<p>引っ越し(転出)ごみ (有料)</p> <p>申込制です。TEL 06-6832-0026</p> <p>引っ越しの1か月前から14日前までに申し込んでください。</p> <p>通常大型複雑ごみを出す場所に出してください。</p> <p>戸建住宅の敷地内及び屋内からの運び出しはできません。</p> <p>収集日の指定はできません。</p> <p>引っ越し日までにごみを計画的に分別して排出し、引っ越しごみの減量にご協力をお願いします。</p>						
<p>家電リサイクル法によりエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機等は、小売店(有料)で引き取ってもらってください。</p> <p>※ごみとしてでは収集できません。</p> <p>3R推進協会 03-5282-7685</p> <p>対象機器</p> <p>パソコンは「資源有効利用促進法」に基づくリサイクル対象品です。ごみとしてでは収集できません。メーカーにお問い合わせください。資源としてリサイクルしましょう。</p> <p>対象機器</p> <p>デスクトップPC、ディスプレイ、ノートパソコン</p>						

出典: <http://www.city.suita.osaka.jp/var/rev0/0066/2039/12shubunbetsu.pdf>

集合団地での有害危険ごみ、小型複雑ごみの回収風景写真



集合団地有害危険ごみ用コンテナ、同日回収の小型複雑ごみ準備風景。自治会当番で当日準備される



コンテナの横に同日回収の小型複雑ごみ



コンテナの中に蛍光管、乾電池、スプレー缶が見える



コンテナの中に有害危険ごみに電化製品などが混入している



直営での小型複雑ごみ回収風景。コンテナの中に混入した小型複雑ごみは現場で回収員が選別する



直営での有害危険ごみ回収風景。蛍光管とそれ以外のものを選別して積載する



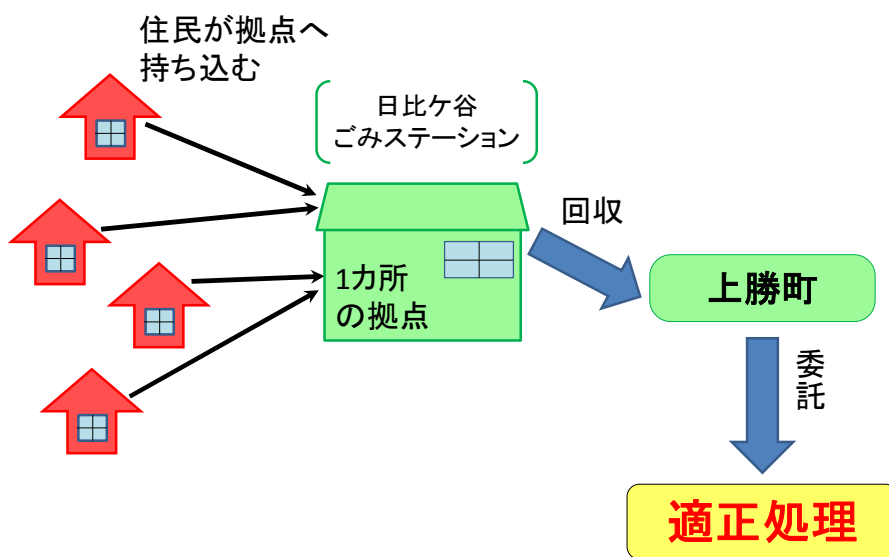
蛍光管とそれ以外ものをそれぞれ別のコンテナに選別している



回収後、コンテナは回収員が折りたたみ自治会当番が片付ける

2. 8 徳島県 上勝町

特徴	常設分別ステーションへ住民自らが持ち込む拠点回収。45 の分別品目
導入手順	上勝町では、焼却施設の整備、ごみ収集等にかかる費用を町の予算で賄う余裕はなく、町民にごみを持ち込んでもらい野焼きをしていたが、リサイクルを推進してごみ量を減らすとともに、平成 10 年に小型焼却炉 2 基を購入してようやく野焼きを止めることができた。このとき、野焼きしていた場所にごみ資源集積場所（ごみステーション拠点）を設置した。しかし、小型焼却炉は基準値を超えるダイオキシン濃度のため平成 12 年に操業を停止することになり、これまで以上に町はリサイクルを推進して焼却ごみ量を減らす必要に迫られ、分別品目を増やした（小型焼却炉時代 22 分別、その後 34 分別を経て平成 28 年度からは 45 分別）。分別品目の中に乾電池（含、ボタン電池、小型充電式電池）、蛍光管、水銀体温計がある。平成 15 年には平成 32 年までに焼却、埋め立てに頼らない上勝町ごみ「ゼロ・ウェイスト」行動宣言を町議会で承認した。平成 17 年には町内外への情報発信など、ゼロ・ウェイストの活動をさらに広げていくために NPO 法人ゼロ・ウェイストアカデミーを発足させ、ごみステーションの運営管理を委託した。ごみステーションの老朽化に伴い、施設の建て替えを検討する中で「ごみを分別する場所」という現在の形から、町民がごみステーションに通うことが楽しく、色々な知識を学び交流できるような機能も設けることから、運営方法を再構築するため平成 30 年度より町直営となった。
実施体制	企画環境課：ごみステーションの管理運営。水銀使用廃製品処理処分契約事務。 町民：ごみの持ち込み
必要経費	水銀使用廃製品処理処分費用：平成 28 年度 531 千円 （上勝町全体のごみ処理費用は平成 28 年度で 6,379 千円。維持管理費含まない。）
導入効果	蛍光管、乾電池（含、ボタン電池、小型充電式電池）、水銀体温計合わせて平均年間約 1.7 トン、住民一人当たり約 1,000g の水銀使用廃製品を回収、適正処理、リサイクルしている。
導入のメリット・デメリット	メリット：年間を通じて 12 月 31 日～1 月 2 日以外はいつでも受け入れているため、排出が自由にできる。ごみステーションは環境学習実践、コミュニケーションの場となっている。県外・海外からの見学者も多くなった。 デメリット：デメリットは面積 110km ² 、86%が山林の町内にごみステーションが 1 カ所のため、高齢化等により排出が困難な町民が存在するため、運搬支援制度を設けて対応している。



上勝町拠点回収のフロー図

徳島県 上勝町 水銀使用廃製品回収事例

1. 担当窓口

担当窓口	上勝町企画環境課
住所	〒771-4501 徳島県勝浦郡上勝町大字福原字下横峯 3-1
連絡先	電話：0885-46-0111 FAX：0885-46-0323 E-mail：suga_midori@town.kamikatsu.lg.jp

2-1. 基本事項（1）

人口	1,577人	世帯数	826世帯	町域	110 km ²	一般廃棄物収集量	310 t
----	--------	-----	-------	----	---------------------	----------	-------

※人口、世帯数：平成30.4現在、町域：上勝町HP、一般廃棄物量は環境省平成28年度調査

2-2. 基本事項（2）

水銀使用廃製品回収量	2.1 t	原単位	1,331(g/人・年)	集積所数	1	集積所数原単位	
------------	-------	-----	--------------	------	---	---------	--

※H28年ヒアリング

3. 家庭ごみ区分、品目

	No.	種類	品目	収集頻度	No.	種類	品目	収集頻度
	13 種類 45 品目	1		まだ使えるもの	拠点回収 毎日	25	プラスチック類	プラスチック製容器包装
2			生ごみ	堆肥化	26	その他のプラスチック		
3		金属類	アルミ缶	拠点回収 毎日	27	白トレイ		
4			スチール缶		28	トレイ以外の発泡スチロール		
5			スプレー缶		29	ペットボトル		
6			金属製キャップ		30	プラスチック製キャップ		
7			雑金属		31	危ないもの類		ガラス・陶磁器類
8		紙類	新聞チラシ		32		鏡・水銀体温計	
9			段ボール		33		電球・蛍光灯	
10			雑誌・雑紙		34		乾電池	
11			紙パック（白）		35		廃バッテリー	
12			紙カップ（白）		36		ライター	
13			紙パック（銀）		37	粗大ごみ	金属製	
14			硬い紙芯		38		木製	
15			シュレッダーくず		39		布団・マット・畳	
16		その他の紙	40		塩ビ製品・ゴム製品など			
17		布類	衣類・カーテン・毛布		41	焼却	紙おむつ・生理用品	
18			その他の布類		42		どうしても燃やさなければならないもの	
19		バイオマス類	割り箸・木竹製品		43	埋立	どうしても埋めなければならないもの	
20			廃食油		44		お金がかかるもの	廃タイヤ
21		びん類	透明びん		45	特定家電製品		拠点回収 平日
22			茶色びん					
23			その他の色のびん					
24			一升瓶・ビールびん					

※H30年ヒアリング

4. 家庭ごみ中水銀使用廃製品の分類

水銀使用廃製品	ごみの分類	水銀使用廃製品	ごみの分類
蛍光管	蛍光管（そのまま・割れたもの）	乾電池	乾電池（アルカリ・マンガン、

水銀体温計	鏡・体温計	ボタン電池	リチウム、ボタン、ニカド
-------	-------	-------	--------------

5. 水銀使用廃製品排出から最終処分までの流れ

家庭(排出)		上勝町(回収・輸送・中堅処理・一時保管)				処理、処分		
種類	回収方法	回収頻度	直営等	輸送車両	中間処理	保管方法	処理ルート	処理処分
蛍光管	拠点回収	-	-	-	無	直管用容器	独自ルート	(株)フジケン
乾電池						ドラム缶	独自ルート	野村興産(株)
水銀体温計								
ボタン電池								

6. 水銀使用廃製品の排出、回収、中間処理、処理処分

種類	排出(回収)方法	
住民広報	資源分別ガイドブックの各戸配布。月に1回の広報。	
事業推進協力者	無し	
排出回収	蛍光管	ごみステーション内の指定された場所に持ち込む
	水銀体温計	同上
	乾電池	同上
	回収容器	各自の持ち込みによるため回収容器は不要
	輸送車両	不要
中間処理	不要	
一時保管	蛍光管は直管用容器にて保管。乾電池(アルカリ・マンガン、リチウム、ボタン、ニカド)、水銀体温計はドラム缶にて保管。	
処理処分	契約先選定	蛍光管は徳島県内の(株)フジケンに、乾電池・水銀体温計・ボタン電池は野村興産(株)に委託して処理処分。蛍光管は見積もり合わせにより1年毎の契約、他は量が集まった(ドラム缶15本)時点での随意契約。
	契約上の条件	契約仕様書の提供は不可。
	処理費用	589千円/平成28年度
	移送方法	蛍光管及び乾電池・鏡・水銀体温計は陸送。(野村興産はコンテナ5トンが最小輸送量のため、平均3年程度保管して引取り)。
回収事業導入の手順	ごみの焼却や埋め立てを限りなくゼロに近づけるよう努める。そのため、ごみの徹底的な排出抑制、分別・回収を指導してごみ発生率を最小にする分別回収システムの構築を目指す。(平成15年9月ゼロ・ウェイスト宣言)	
事業の課題とこれから取り組む市町村等への助言	メリットは年間を通じて12月31日~1月2日以外はいつでも受け入れているため、排出が自由に行える。デメリットは高齢者等で車の運転が不可の場合、排出できないため相互扶助が必要。(町は2ヶ月に1回、一般廃棄物運搬支援事業にて、申込者の個別収集をしている。)	

7. 処理実績

品目	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
蛍光管				510 kg	510 kg	490 kg	410 kg	360 kg	520 kg
乾電池・水銀体温計・ボタン電池				4,960 kg			4,960 kg		

備考：平成28年度ヒアリング

8. 参考図



日比ヶ谷ごみステーション



内部 回収容器 (1)



内部 回収容器 (2)

上勝町資源分別方法

2004年4月1日より

毎日の収集

場所：日比ヶ谷ゴミステーション

収集場所：毎日 午前7時30分から午後2時まで

年末年始は12月31日～1月2日までお休みします。

①アルミ缶



中を使い切って洗って下さい。

②スチール缶



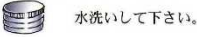
中を使い切って洗って下さい。

③スプレー缶



中身を使い切って必ず穴をあけて出して下さい。キャップ・噴射ボタンは、はずす。

④金属製キャップ



水洗いして下さい。

びん類

⑤透明びん



中を使い切って洗って下さい。

⑥茶色びん



⑦その他のびん



緑・青・黒・その他の色

⑧リサイクルびん



⑨その他のガラス類・陶器類・貝殻



グラス・コップ類 窓ガラス
洗って、乾かしてから出して下さい。ただし、洗面台・トイレ等の大きな陶器類は粗大ごみとして出して下さい。(備え付けのコンテナに入る程度なら可)

⑩乾電池



・アルカリ・マンガン
・リチウム
・ボタン
・ニカド

蛍光管

⑪そのまま



⑫壊れたもの



⑬鏡・体温計



⑭電球



⑮発泡スチロール類



汚れを洗って下さい。スチロール以外の素材がついているものは取り除いて下さい。

⑯古布・毛布



濡れたものはダメ。透明の袋に入れて下さい。

古紙類

⑰紙パック



洗い、切り開き乾かして、束にしないで下さい。

⑱段ボール



大きめにたたみ、紙ひもでしばって下さい。

⑲新聞・折込チラシ



白の紙ひもでしばって下さい。

⑳雑誌・コピー用紙



白の紙ひもでしばって下さい。

㉑割り箸



洗って、乾かしてから出して下さい。

㉒ペットボトル



ふたとラベルを取り、中を使い切って洗って下さい。

㉓ペットボトルのふた



水洗いして下さい。

㉔ライター



ガスを使い切って下さい。

㉕ふとん・絨毯・カーテン・カーペット



折りたたんで下さい。

㉖紙おしめ・ナプキン



汚物はトイレに流して収集場の専用容器に入れて下さい。

㉗廃食用油



必ずこしてから出して下さい。食用以外はダメ

㉘プラスチック製容器包装類



汚れを洗って下さい。水分、金属、生物は混入しないように。

㉙どうしても燃やさなければならぬ物



再利用できないか？よく考えて入れましょう。容器・包装以外のプラスチック類等。

収集日時：毎週日曜日 7:30~14:00

㉚廃タイヤ・廃バッテリー



1kgまで毎に100円

㉛粗大ゴミ



家具類・農機具類
大きな陶器類(洗面台等)
オートバイ
大きな金属類(ドラム缶等)
小型金属類(釘・刃物等)
複合のごみ(おもちゃ等)

㉜家電製品

まず、小売店へ引取を依頼して下さい。町の収集に出す場合は、処理手数料を郵便局に支払いしリサイクル券を購入して下さい。その他に運搬処理手数料として2,000円が必要です。

特定5品目	
テレビ	エアコン
洗濯機	冷蔵庫
冷凍庫	

㉝生ゴミ



生ゴミは、各家庭で堆肥化

㉞農業用廃ビニール・農薬びん等



販売店にお返し下さい。

連絡先：介護予防活動センターひだまり（44-6080）役場産業課（46-0111）

*それぞれを分別して日比ヶ谷ゴミステーション内の指定された場所にお持ち込み下さい。



出典 : <http://www.kamikatsu.jp/zerowaste/shushu.html>

2. 9 高知県 高知市

特徴	水銀使用廃製品をステーション回収。市は約 200 世帯に 1 つの登録団体を設定してステーションの管理を依頼。再生資源処理協同組合に委託して月 1 回の水銀使用廃製品の分別回収及び蛍光管破碎処理。
導入手順	昭和 51 年度から月 2 回、昭和 53 年度から月 1 回の資源・不燃物の分別回収を実施していたが、昭和 59 年 1 月から水銀使用廃製品（ 乾電池 、 蛍光管 、 鏡 、 体温計 、 温度計 ）を対象品目に加えた。当初は直営回収で、資源物のみ再生資源処理共同組合が委託回収していたが、平成 3 年 10 月から水銀使用廃製品も同組合に委託回収とした。ステーションは 200 世帯を単位とした登録団体（平成 24 年 4 月現在 1,141 団体、145,245 世帯）により準備、片付け等の市民協力を得ている（高知方式）。高知市再生資源処理センターに運ばれた水銀使用廃製品は同組合に委託して無害化破碎やドラム缶への密封など中間処理を行った後、水銀再生業者に処理委託している。また、組合の再資源化物の売上金の一部は各登録団体へ分別援助金として還元されている。
実施体制	<p>環境業務課：資源・不燃物（水銀使用廃製品を含む）収集運搬業務及び水銀使用廃製品中間処理業務についての、高知市再生処理協同組合との委託契約事務。（※水銀使用廃製品中間処理とは蛍光灯を破碎してドラム缶に密閉する作業及び乾電池等をドラム缶に入れる作業。）水銀使用廃製品の運搬、最終処分業務委託契約事務。</p> <p>登録団体：月 1 回の回収日のステーション準備、片付け等の管理、協力</p> <p>再生資源処理共同組合：資源物（含、水銀使用廃製品）の回収運搬。再生資源処理センターでの蛍光管破碎・ドラム缶詰め、乾電池ドラム缶詰め業務。処理センターの設備維持管理。</p>
必要経費	<p>再生資源処理共同組合委託費：約 2,500 千円（平成 25 年度、水銀使用廃製品以外の資源物の回収輸送、再生資源処理センターでの再資源化・水銀使用廃製品中間処理等を含んでいるため、水銀使用廃製品のみ算出は不明。）</p> <p>水銀使用廃製品処理処分費：約 6,700 千円（平成 25 年度）</p>
導入効果	<p>蛍光管、乾電池等を合わせた水銀使用廃製品を平成 25 年度で年間約 120 トン、市民一人当たり約 360g 回収し、適正処理、リサイクルしている。高知方式はごみの減量・資源化に成果をあげている。</p>
導入のメリット・デメリット	<p>メリット：約 200 世帯に 1 つと地元密着した登録団体による市民の協力の下、資源物と同時に水銀使用廃製品のみをまとめて分別回収しているため、異物等の混入は少ない。資源物売上金の一部還元制度があるため、市民協力のモチベーションになる。</p> <p>デメリット：協力市民には、月 1 回の回収日に合わせて、ステーションのコンテナ等準備、立会い、後片付け等の負担がかかる。</p>

高知県 高知市 水銀使用廃製品回収事例

1. 担当窓口

担当窓口	高知市環境部環境業務課管理係
住所	〒780-0056 高知市北本町4丁目4-43
連絡先	電話：088-884-3144 FAX：088-884-6432 E-mail：kc-180800@city.kochi.lg.jp
URL	https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/64/

2-1. 基本事項(1)

人口	339,015人	世帯数	161,909世帯	市域	309 km ²	一般廃棄物収集量	127,198 t
----	----------	-----	-----------	----	---------------------	----------	-----------

※人口：平成25.12.1現在、世帯数、市域：高知市HP、一般廃棄物量は環境省平成24年度調査

2-2. 基本事項(2)

水銀使用廃製品回収量	116t	原単位	341(g/人・年)	集積所数	1,200	集積場数原単位	283(人/カ所)
------------	------	-----	------------	------	-------	---------	-----------

※H26年ヒアリング

3. 家庭ごみ区分、品目

5区分	No.	区分(品目)	収集頻度
	1	可燃ごみ	週2回
2	プラスチック製容器包装	週1回	
3	ペットボトル	回収協力店舗へ	
4	資源物(紙類、布類、ビン類、カン・金属類)	月1回分別回収	
5	可燃粗大ごみ、家電品、水銀を含むごみ(蛍光管、乾電池、体温計)、発火器具・ライター類、不燃ごみ		

4. 家庭ごみ中水銀使用廃製品の分類

水銀使用廃製品	ごみの分類	水銀含有ごみ	ごみの分類
蛍光管	水銀を含むごみ	乾電池	水銀を含むごみ
水銀体温計	水銀を含むごみ	ボタン電池	水銀を含むごみ

5. 水銀使用廃製品排出から最終処分までの流れ

家庭(排出)		高知市(回収・輸送・中間処理・一時保管)					処理、処分	
種類	回収方法	回収頻度	直営等	輸送車両	中間処理	保管方法	処理ルート	処理処分
蛍光管	ステーション回収	月1回	委託	平ボディ車(品目毎に分けて積載)	蛍光管 破砕	ドラム缶 (屋内)	全都清ルート	野村興産株
乾電池						ドラム缶 (屋内)		野村興産株
水銀体温計						乾電池の ドラム缶内		
ボタン電池						乾電池の ドラム缶内		

6. 水銀使用廃製品の排出、回収、中間処理、処理処分

種類		排出（回収）方法
住民広報		高知市家庭ごみの出し方配布
事業推進協力者		200～300世帯に1つの団体を登録していただき（町内会やマンション管理組合等）、ステーションの準備など市のごみリサイクル活動等に協力いただいている（ボランティア）。廃棄物減量推進員を市長が任命し、行政と住民との調整等をお願いしている。
排出 回収	蛍光管	水銀を含むごみ（蛍光管、体温計、乾電池、ボタン電池）を袋等に入れ資源・不燃物ステーション（約1,200カ所）に出す。登録団体が（ステーション数と同じ）がステーションを管理している。
	水銀体温計	
	乾電池	
	回収容器	水銀を含むごみ（蛍光管、乾電池、体温計、ボタン電池）は袋等でステーションに出される。
輸送車両		水銀を含むごみ（蛍光管、体温計、乾電池、ボタン電池）は平トラック荷台へ積載時に蛍光管、乾電池等の品目毎にドラム缶やコンテナに分けて搬送。高知市再生資源処理協同組合に委託して、再生資源処理センターへ運ぶ。
中間処理		高知市再生資源処理協同組合に委託し、高知市再生資源処理センターで蛍光管破碎後ドラム缶への密封、乾電池はそのままドラム缶詰めにて一時保管。破碎できない40W直管、25W細管や大円形管、らせん形状管はダンボール詰めやそのままドラム缶詰め。水銀体温計はペール缶等に貯留後、搬出は乾電池ドラム缶の上部に入れ、外部に明記。鏡は水銀含有上問題無いとの住民周知徹底がまだのため、一旦集めた後、埋め立てごみとして処理。
一時保管		ドラム缶にて屋内保管。搬出は5トンコンテナで1回/月を目安。（搬出ドラム缶37から38本/回）
処理 処分	契約先選定	蛍光管、乾電池共（公益社団）全国都市清掃会議ルートで野村興産(株)に委託処理（随意契約）
	契約上の条件	収集輸送及び処理処分の契約仕様書の提供可
	処理費用	平成25年度実績6,684,027円
	移送方法	トラック輸送、貨車輸送
回収事業導入の手順		昭和51年から200世帯を単位として登録制を開始。昭和59年から水銀を含むごみ直営回収を開始。平成3年から再生資源処理協同組合に委託。
事業の課題とこれから取り組む市町村等への助言		特になし。

7. 処理実績

品目	H20	H21	H22	H23	H24	H25
蛍光管	129,060kg	130,010kg	135,770kg	129,870kg	114,010kg	115,680kg
乾電池	kg	kg	kg	kg	kg	kg

出典：環境省平成23年度水銀使用廃製品に関する実態調査、平成26年度ヒアリング

備考：平成20～25年度処理量に鏡は含まず。処理量で蛍光管、乾電池は区分していない。

8. 参考図

高知市の家庭ごみの出し方

(平成27年4月)

**** 詳しいことは ****

ごみの分別やリサイクルについては
 ●環境政策課 ☎823-9209
 本町5丁目1-45第二庁舎

ごみの収集やステーションについては
 ●環境業務課 ☎856-5374
 長浜宮田2000-10

**ごみ出し
5原則**

1 台所ごみの水切りを忘れず!

2 分別ルールを守る!

3 透明・半透明の袋で出す!

4 収集日の朝8時までに決められた場所へ!

5 集積場所(ステーション)を清潔に!

市が収集するごみ

可燃ごみ (週2回) 月曜日	<p>台所ごみ</p> <p>※十分に水切りをして出す</p>	<p>庭のごみ</p> <p>※80cm程度に切って集める</p>	<p>その他燃える素材のもの (おむね45Lのごみ袋に入る大きさのもの)</p> <p>※大部分が燃える素材でできたものに限り</p>	<p>可燃ごみ収集日</p> <p>地区の決められたステーションに出してください</p> <p>■月・木曜日の地域 朝倉、種市、別荘、新井、土新、高知東、北高、新保(弘化寺敷)、城江(寺前第一敷)、豊春野(弘原上、弘原中、弘原下、森山、新川、西原、仁、西分)</p> <p>■火・金曜日の地域 小高坂、江ノ口、豊一、宮下、有野田、高瀬、大津、介良、五台山、三葉、藤原郷、清戸、弘仕合、高浜、蒲江(寺前町の南)、三徳山、豊野(中野、豊山、芳原、丸ノ谷、東藤木、戸原、西藤木、早野、第九丘)</p>	
プラスチック製容器包装のステーションへ (毎週水曜日)	<p>プラスチック製容器包装</p> <p>のマークがついた容器や包装が対象です。 ※分別収集したプラスチック製容器包装は、リサイクルしています</p>			<p>出し方</p> <p>※中身を洗い乾かして出す</p> <p>※ステーションでは履き捨てられないようにして出す</p>	<p>注意しましょう!!</p> <p>ペットボトルは出さず、リサイクルしてください</p> <p>ごみを二重にしなくてはいけません</p> <p>水洗いで汚れを落とす必要はありません</p> <p>プラスチック製の容器や包装は、ステーションへ出す必要はありません</p>
資源・不燃物ステーションへ(月1回)	紙類	布類	ビン類	カ ン	金 属
	<p>紙は5種類に分別してそれぞれ紐でしばる(雑がみは紙袋に入れてしまっても良い)。雨の日はぬれないようにポリ袋等に入れる。</p> <p>新聞・チラシ、ダンボール、雑誌、飲料用紙パック、雑がみ</p> <p>※新聞紙と、折り込みチラシを分ける必要はありません</p> <p>※ガムテープ等は取り除く</p> <p>※雑誌、書籍、カタログ、パンフレット、プリント</p> <p>※内側がアルミコーティングされているものは、「可燃ごみ」へ</p> <p>※紙以外の部分(金具・ビニール部分等)は取り除く</p> <p>※防水加工されたもの、においや汚れがついた紙、金紙・銀紙などは「可燃ごみ」へ</p>	<p>タオル・ハンカチ、カーテン、スポーツ・シャツ、巾着</p> <p>※中身の見えるポリ袋等に入れる</p> <p>わたの入った衣類、セーター、革製品、下着、靴下、ぼろ布、汚れたものは「可燃ごみ」へ</p>	<p>ビン類</p> <p>※キャップや栓をとり、中身を洗って水洗いをします</p> <p>以下のものは不燃ごみへ 割れビン、ガラス食器、板ガラス、薬品ビンや化粧ビン等の飲食料用ビン以外のビン</p>	<p>カン</p> <p>※中は中身を洗って水洗い</p> <p>※スプレーカンは中身を抜いて穴を開ける</p> <p>※塗料や薬品、ワックス、接着剤の入ったカンは不燃ごみへ</p>	<p>金属</p> <p>※バイクや石臼ストープは燃料を抜く(バイクは廃棄手続を要)</p> <p>※刃物は、新聞紙等で包むなど、危険のないようにする</p> <p>※小さな金属(針、クギ、ナット等)は金属の容器等へ入れる</p>
	その他	家電品	不燃ごみ	水銀を含むごみ	その他
	<p>可燃粗大ごみ</p> <p>家具、家電品</p> <p>※家電リサイクル法対象機器とパソコンは、ステーションに出せません</p> <p>※電気毛布、電気カーペット、プリンタ、石油ファンヒーター、ビデオデッキ、アイロン、電子レンジ、掃除機、ドライヤー</p>	<p>不燃ごみ</p> <p>※カミソリ、カミソリなど危険なものは新聞紙で包むなどして危険のないようにする</p> <p>※電球・グロー球</p>	<p>水銀を含むごみ</p> <p>※蛍光灯、体温計、乾電池、蛍光灯型電球</p> <p>※普通の電球やグロー球は不燃ごみへ</p>	<p>その他</p> <p>※未使用の花火・マッチ(水で濡らして)</p> <p>※ライター(使い切った)</p>	

市が収集しないごみ (これらのものは、ステーションに出すと不法投棄になります)

<p>家電リサイクル法対象機器</p> <p>※処分の方は裏面をご覧ください。</p>	<p>パソコン</p> <p>※処分の方は裏面をご覧ください。</p>	<p>処理困難物</p> <p>※販売店で引き取ってもらうようにしてください。</p>
--	--	--

出典 : <https://www.city.kochi.kochi.jp/uploaded/attachment/33934.pdf>

(1) 高知市資源・不燃物ステーションの様子 (高知市提供資料)



(2) 高知市再生資源処理協同組合 HP より

	
<p>使用済みの乾電池はドラム缶に保管される。北海道のリサイクル工場へ運ばれ、亜鉛・鉄・肥料などの原材料になる。</p>	<p>一般的な円形状と40Wまでの直管形状の蛍光管を破碎。水銀の吸着、ガラス管の破碎を行う。</p>
	
<p>蛍光管の形状・大きさで処理方法が異なるので、種類別に分けて処理する。</p>	<p>破碎処理直後の蛍光管。この後、ドラム缶に蓋をして梱包し、出荷を待つ。</p>
	
<p>出荷まで一時保管されたドラム缶。関西や北海道にある蛍光管等リサイクル工場に運ばれ、再生水銀、ガラスウール、アルミ資材に再利用される。</p>	

出典：<http://kochi-saisei.or.jp/publics/index/50/>
<http://kochi-saisei.or.jp/publics/index/49/0/>

2. 10 熊本県 水俣市

特徴	一般廃棄物の24種分別（平成27年度から21種分別）。軽四車両による水銀使用廃製品の月1回のステーション回収
導入手順	平成5年から全国に先駆けてごみの分別回収に取り組み、平成26年度は24種類の分別をステーション（集積所）で行っており、その中に <u>蛍光管</u> と <u>乾電池類</u> （含、水銀体温計、ボタン電池、小形充電電池）があり月1回分別回収している。これらは水俣病を教訓とした環境復元行動及び環境美化活動を経てきた住民、各地区のリサイクル推進員（ボランティア）の協力の成果であり「水俣方式」として確立された。
実施体制	<u>水俣市環境クリーンセンター</u> ：ステーションからの <u>蛍光管</u> 、 <u>乾電池類</u> の回収、輸送、クリーンセンターでの一時保管業務委託契約事務。 <u>蛍光管</u> 、 <u>乾電池類</u> の処理処分委託契約事務。 <u>地元町会</u> 、 <u>リサイクル推進員</u> ：準備、片付け等のステーション管理
必要経費	<u>本回収システム導入時経費</u> ：約600千円（コンテナ、分別名札等から推算） <u>回収輸送、一時保管業務委託費</u> ：約600千円（平成25年度） <u>蛍光管処理処分委託費</u> ：約550千円（平成25年度） <u>乾電池類処理処分委託費</u> ：約1,100千円（平成25年度）
導入効果	<u>蛍光管</u> 、 <u>乾電池等</u> を合わせた水銀使用廃製品を平成25年度で年間約19トン、市民一人当たり約700g回収し、環境上適正な処理、リサイクルを行っている。市と住民の協働により分別の徹底とごみの減量化につながっている。
導入のメリット・デメリット	<u>メリット</u> ：地元と協働の下、資源物と同時に水銀使用廃製品を回収しているため、異物等の混入は少ない。 <u>デメリット</u> ：多数のコンテナを並べるスペースが必要で、分別ステーションの場所確保が必要（資源物等の場所は300カ所で燃やすごみの700カ所に比べて少ない）。前日配布したコンテナを地域で並べてもらい、翌日回収するため、その世話をする人の確保が必要。

熊本県 水俣市 水銀使用廃製品回収事例

1. 担当窓口

担当窓口	水俣市環境クリーンセンター
住所	〒867-0062 熊本県水俣市築地 9-40
連絡先	電話：0966-62-4101 FAX：0966-62-4099
URL	http://www.city.minamata.lg.jp/294.html

2-1. 基本事項 (1)

人口	26,978人	世帯数	10,893世帯	市域	163 km ²	一般廃棄物収集量	7,922t
----	---------	-----	----------	----	---------------------	----------	--------

※人口：平成 22.10 月現在、世帯数、市域：水俣市 HP、一般廃棄物収集量は環境省平成 24 年度調査

2-2. 基本事項 (2)

水銀使用廃製品回収量	19t	原単位	702(g/人・年)	集積所数	300	集積場数原単位	90 (人/カ所)
------------	-----	-----	------------	------	-----	---------	-----------

※H26 年ヒアリング

3. 家庭ごみ区分、品目 (平成 26 年度)

16 区分	No.	区分	品目	No.	区分	品目	収集頻度
	1	1. 生きびん			5	10. 布類 (衣類)	
2	雑びん	2. 透明		6	11. 電器コード類		
		3. 茶色		7	有害	12. 乾電池類	
		4. 水色				13. 蛍光管・電球類	
		5. 緑色		8	14. 食用油		
		6. 黒色		9	15. 小型家電(17 品目)		
3	空き缶	7. スチール缶		10	16. 破碎・埋立		
		8. アルミ缶		11	17. 粗大		
4	9. なべ・釜類						
12	18. ペットボトル						
13	紙類	19. 新聞・チラシ					2 回/月
		20. 段ボール					
		21. 雑誌・その他紙類					
14	22. 容器包装プラ					1 回/週	
15	23. 生ごみ					2 回/週	
16	24. 燃やすごみ						

4. 家庭ごみ中水銀使用廃製品の分類

水銀使用廃製品	ごみの分類	水銀使用廃製品	ごみの分類
蛍光管	資源ごみ中の有害ごみ。	乾電池	資源ごみ中の有害ごみ。小型充電式電池を含む。
水銀体温計	資源ごみ中の有害ごみ。	ボタン電池	資源ごみ中の有害ごみ

5. 水銀使用廃製品排出から最終処分までの流れ

家庭 (排出)		水俣市 (回収・輸送・中間処理・一時保管)				処理、処分		
種類	回収方法	回収頻度	直営等	輸送車両	中間処理	保管方法	処理ルート	処理処分
蛍光管	ステーション回収	月 1 回	車両貸与運転委託	軽四平ボディ	無 (選別のみ)	ダンボール (屋内)	独自ルート	和泉商事(株)
乾電池						ドラム缶(屋外)	独自ルート	野村興産(株)
水銀体温計						ダンボール保管中		
ボタン電池						乾電池ドラム缶内		

6. 水銀使用廃製品の排出、回収、中間処理、処理処分

種類		排出（回収）方法
住民広報		「家庭ごみの分け方・出し方」、「きちんと分別」を配布・HP 掲載。ごみ全般の減量のため「みなへら通信」を3ヶ月に1回作成配布。
事業推進協力者		地域の協力者のリサイクル推進員（ボランティア）に回収日前日にコンテナ並べをしていただいている。
排出 回収	蛍光管	電球・蛍光管・体温計を割らずに出す。但し、既に割れているものも出せる。市が指定した蛍光管類と書かれた箱に入れて分別ステーション（約300カ所）に出す。
	水銀体温計	に出す。
	乾電池	市が指定した乾電池類と書かれた札をかけたコンテナに入れて分別ステーションに出す。
	回収容器	回収容器：蛍光管類は商品名カンメート、乾電池類はプラスチックコンテナ
	輸送車両	17日/月作業。軽四1台で回している。蛍光管、乾電池、食用油を一緒に軽四平ボディ車で回収輸送。保有台数は1台で1日25から30箇所の分別ステーションを車両貸与し運転委託にて回収、環境クリーンセンターに運ぶ。分別ステーション数は約300カ所。（参考：燃やすごみ用のステーションは約700カ所）
中間処理		環境クリーンセンターで蛍光管（直管、丸管）、他の電球類に分け、蛍光管はダンボール詰め。乾電池類はそのまま（含むボタン電池、小型充電式電池）ドラム缶詰め。
一時保管		蛍光管はダンボール詰めで屋内保管、乾電池類はドラム缶詰めで屋外保管。水銀体温計は量が少なく県の指導で屋内保管中。搬出は蛍光管が2ヶ月に1回程度、乾電池類は年1回。
処理 処分	契約先選定	平成26年度処理委託先は蛍光管が和泉商事(株)、乾電池類は野村興産(株)。処理業者は毎年入札にて決める。和泉商事は八代にあり、アクセスが良いため、水俣市が持ち込む。
	契約上の条件	蛍光管、乾電池処理処分の契約仕様書提供可
	処理費用	平成26年度契約で蛍光管処理費：80円/kg（市が和泉商事に持ち込み）。乾電池運搬費：10円/kg、処理費75円/kg
	移送方法	陸送。蛍光管は2t平ボディ車、乾電池類は10トントレーラーにて搬出。
回収事業導入の手順		過去の水銀汚染問題を教訓とした環境復元行動、環境美化活動を経て住民協力、各地区のリサイクル推進員らの分別指導により平成5年から「水俣方式」と呼ばれる分別回収体制を始め現在では24種分別を確立している。
事業の課題とこれから取り組む市町村等への助言		多数のコンテナを並べるスペースが必要で、分別ステーションの場所確保（300カ所で燃やすごみの700カ所に比べて少ない）。前日配布したコンテナを地域で並べてもらい、翌日回収するため、その世話をする人の確保（ボランティアであり地域により交代制や決まった方を選任するなどしている）。前日の夕方までに地域で分別品目を出してもらっているが、帰宅が遅い家庭などは戸別に夜間分別排出することとなり、地域の目が行き届かないこともある。

7. 処理実績

品目	H20	H21	H22	H23	H24	H25
蛍光管	7,606kg	7,044kg	6,989kg	5,299kg	5,920kg	6,538kg
乾電池	13,027kg	12,162kg	12,801kg	12,220kg	12,350kg	12,390kg

出典：環境省平成23年度水銀使用廃製品に関する実態調査、H26年度ヒアリング
水銀体温計は、県の指導で環境クリーンセンター内に保管中

8. 参考図

(1) 有害ごみ分別排出、回収、保管、処理処分への輸送写真 (水俣市提供資料)



蛍光管排出状況



乾電池排出状況



有害ごみ回収車



環境クリーンセンター内蛍光管保管状況



環境クリーンセンター内乾電池保管状況



蛍光管、和泉商事(株)への搬出風景

(2) 水俣市環境保全活動の取り組み (HP より)



1. 市の環境クリーンセンターが、行政区(26区)ごとに月1回、決められた回収日の前日午後3時頃までに、分別用のコンテナを各ステーションに配布する。



2. リサイクル推進員等が、コンテナを整理・配置する。



3. コンテナ配布日の夕方又は回収日当日の午前8時30分までに、リサイクル推進員等の指導のもと、住民自らが持参したごみを分別し、コンテナの中に入れる。



4. 回収日当日、6台の資源ごみ回収車が回収後、品目ごとに計量して、回収量を地区ごとに集計する。



5. 集められた資源ごみは、環境クリーンセンターでストック、処理をし、業者に売却される。売却益は、排出量に応じて、各地区に助成金として還元される



ステーションでの分別品持参風景

出典：http://minamata-kbk.or.jp/approach2_1.html

2. 1 1 鹿児島県 垂水市

<p>特徴</p>	<p>一般廃棄物の 27 種類分別。水銀使用廃製品の振興会常設コンテナによるステーション回収。月 2 回の民間委託により収集。</p>
<p>導入手順</p>	<p>市では平成 7 年以来、ダンボール・新聞紙、空き缶、ビン類の 11 品目の分別を行ってきたが、大隅肝属広域事務組合へ搬入可能となるまでの間、平成 14 年 11 月末に垂水市清掃センター（ごみ焼却工場）が休止、12 月から鹿屋市清掃センターに搬入することに伴い鹿屋市のごみ取り扱いに合わせることを、循環型社会構築や経費削減のため、搬入する量を極力減らすことを目的として、従前の燃えるごみ、燃えないごみ等の 11 品目から、リサイクル品目等の細分別を導入し 26 品目に変更した。この時に有害物として<u>蛍光管</u>、<u>水銀体温計</u>、<u>乾電池</u>の区分を設けた。回収は従来から使用している常設ステーションにコンテナを追加配置して行うこととした。平成 21 年 4 月から大隅肝属広域事務組合清掃センターでの処理が始まり、分別品目区分を一部変更して 27 品目とした。</p>
<p>実施体制</p>	<p><u>生活環境課</u>：ステーションから水銀使用廃製品の回収、垂水市清掃センターまでの輸送、仮保管業務委託契約事務。仮保管している<u>蛍光管</u>、<u>乾電池</u>等の水銀使用廃製品を大隅肝属広域事務組合清掃センターまでの直営輸送業務。広域事務組合への分担金の支払い事務。 <u>各地区振興会</u>：常設コンテナの準備、管理等 <u>大隅肝属広域事務組合</u>：運ばれてきた<u>蛍光管</u>、<u>乾電池</u>等の一時保管。処理処分委託業務契約事務。</p>
<p>必要経費</p>	<p><u>収集輸送委託費</u>：76,031 千円（平成 25 年度、燃やせるごみ等全てのごみ収集輸送委託費で、水銀使用廃製品のみ金額は算出不可） <u>大隅肝属広域事務組合への分担金</u>：113,603 千円（燃やせるごみ等、組合で処理している全てのごみ処理経費分担分であり、水銀使用廃製品のみ金額は算出不可） <u>蛍光管処理処分委託費</u>：363 千円（平成 25 年度組合総処理量中の垂水市分の按分値） <u>乾電池処理処分委託費</u>：365 千円（平成 25 年度組合総処理量中の垂水市分の按分値）</p>
<p>導入効果</p>	<p>平成 25 年度実績で<u>蛍光管</u>、<u>乾電池</u>等を合わせた水銀使用廃製品を年間約 10 トン、市民一人当たり約 600g 回収し適正処理、リサイクルしている。</p>
<p>導入のメリット・デメリット</p>	<p><u>メリット</u>：多品目の分別を導入したことにより、<u>蛍光管</u>のような水銀使用廃製品に限らず、3R（減量、再利用、リサイクル）の意識が市民に根付いた。 <u>デメリット</u>：きめ細かいごみ分別を徹底するためには住民の周知が欠かせない。地区毎の自治会にステーションの管理をお願いしているが、特定の個人に負荷がかからないよう配慮が必要である。</p>

鹿児島県 垂水市 水銀使用廃製品回収事例

1. 担当窓口

担当窓口	垂水市生活環境課
住所	〒891-2112 鹿児島県垂水市本城 3898-1
連絡先	電話：0994-32-1297 FAX：0994-32-6920 E-mail：t_seikatsukankyoku@city.tarumizu.lg.jp
URL	http://www.city.tarumizu.lg.jp

2-1. 基本事項（1）

人口	16,553人	世帯数	7,285世帯	市域	162 km ²	一般廃棄物収集量	5,482 t
----	---------	-----	---------	----	---------------------	----------	---------

（備考）人口：平成24.10現在、世帯数、市域：垂水市HP、一般廃棄物収集量は平成24年度環境省調査

2-2. 基本事項（2）

水銀使用廃製品回収量	10t	原単位	608(g/人・年)	集積所数	189	集積場数原単位	88(人/カ所)
------------	-----	-----	------------	------	-----	---------	----------

※H26年ヒアリング

3. 家庭ごみ区分、品目

13区分	No.	区分	品目	収集頻度
	1	可燃ごみ	1. 燃やせるごみ	週1回
	2	不燃ごみ	2. 燃やせないごみ	月1回
	3	生ごみ	3. 生ごみ	週3回
	4	缶類	4. 空き缶	常時排出可 (回収は月2回)
	5	ビン類	5. 生きビン	
			6. 茶色ビン	
			7. 無色透明ビン	
			8. その他のビン	
	6	紙類	9. ダンボール	月2回
			10. 新聞紙・チラシ	
			11. 雑誌・雑誌・雑古紙	
			12. コピー紙	
13. 紙パック				
7	プラスチック類	14. 紙類・包装紙	常時排出可(回収は月2回)	
		15. その他紙類		
		16. ペットボトル		
8	衣類	17. 容器包装プラスチック類	月2回	
		18. その他プラスチック類		
9	雑金属	19. 衣類	常時排出可 (回収は月2回)	
		20. スプレー缶・カセットボンベ		
10	有害物	21. 金属製品		
		22. 蛍光灯		
11	天ぷら油	23. 乾電池		
		24. 天ぷら油等		
12	家電製品	25. 家電製品	各自持込	
		26. 可燃性粗大ごみ		
13	各自持込み	27. 不燃性粗大ごみ		

4. 家庭ごみ中水銀使用廃製品の分類

水銀使用廃製品	ごみの分類	水銀使用廃製品	ごみの分類
蛍光管	有害物の「蛍光灯」	乾電池	有害物の「乾電池」(充電電池も含む)
水銀体温計	有害物の「蛍光灯」	ボタン電池	有害物の「乾電池」

5. 水銀使用廃製品排出から最終処分までの流れ

家庭（排出）		垂水市（回収・輸送・中間処理・一時保管）				処理、処分		
種類	回収方法	回収頻度	直営等	輸送車両	中間処理	保管方法	処理ルート	処理処分
蛍光管	ステーション回収	月2回	委託	平ボディ車	無	蛍光管保管箱	独自ルート	(株)ジェイリライツ
乾電池	ステーション回収					フレコンパック	独自ルート	野村興産(株)
水銀体温計	蛍光管に含む					蛍光管に含む		
ボタン電池	乾電池に含む					乾電池に含む		

6. 水銀使用廃製品の排出、回収、中間処理、処理処分

種類		排出（回収）方法
住民広報		家庭ごみ分別表各戸配布
事業推進協力者		地区毎のボランティア活動として、ステーション回収の管理を地区の自治会にお願いしている。
排出回収	蛍光管	ステーション（回収場所約180カ所）・各地区公民館に常時設置されているコンテナに、蛍光灯・裸電球・水銀体温計を排出する。なお、割れた蛍光管は「燃やせないごみ」として排出する。
	水銀体温計	
	乾電池	ステーション（回収場所）に常時設置されているコンテナに、乾電池・充電電池等を排出する。
	回収容器	プラスチックかごで、蛍光灯用は65L×45W×35H、乾電池用は40L×30W×18H
	輸送車両	2回/月リサイクルの日に原則回収。民間委託。蛍光管・乾電池は平ボディ車にて市の一時保管場所まで運ぶ（他のリサイクル品目も積み込む）。
中間処理		無。市の一時保管場所から直営平ボディ車で大隅肝属広域事務組合（構成：鹿屋市、垂水市、東串良町、錦江町、南大隅町、肝属町）の肝属地区清掃センターへ搬出し、センターで仮置き。
一時保管		清掃センター一時保管場所は屋内。蛍光管は専用箱にて、乾電池はフレコンパックにて保管。
処理処分	契約先選定	センターが委託契約している蛍光管（含、水銀体温計）は(株)ジェイリライツ、乾電池類（含、ボタン電池）は野村興産(株)。入札にて決定。
	契約上の条件	使用済み蛍光管、乾電池処理処分仕様書の提供可能
	処理費用	垂水市は肝属地区清掃センターで処理している全ごみへの負担金を支払っており、水銀ごみのみの算出はしていない。
	移送方法	蛍光管は陸上輸送。乾電池は海上輸送
回収事業導入の手順		垂水市では平成14年から現行の細かなごみの分類排出を行っている。
事業の課題とこれから取り組む市町村等への助言		きめ細かいごみ分別を徹底するためには住民の周知が欠かせない。地区毎の自治会にステーションの管理をお願いしているが、単身者で若者など自治会に加入しない人もある。

7. 処理実績

品目	H20	H21	H22	H23	H24	H25
蛍光管						3,780kg
乾電池						6,280kg

出典：平成26年度ヒアリング

8. 参考図

(1) 垂水市水銀使用廃製品取り扱い写真 (垂水市提供資料)

 <p>常設ステーション</p>	 <p>常設ステーション</p>
 <p>乾電池排出状況</p>	 <p>蛍光管排出状況</p>
 <p>垂水市一時保管場所 (1)</p>	 <p>垂水市一時保管場所 (2)</p>
 <p>垂水市乾電池一時保管状況 (フレコンパック)</p>	 <p>垂水市蛍光管一時保管状況</p>

(2) 大隅肝属広域事務組合内にて水銀使用廃製品の一時保管状況 (組合提供資料)

 <p>フレコンパック内乾電池 1</p>	 <p>フレコンパック内乾電池 2</p>	 <p>フレコンパック内乾電池 3</p>
 <p>フレコンパック内乾電池 4</p>	 <p>フレコンパック内乾電池 5</p>	 <p>蛍光管保管箱 1</p>
 <p>蛍光管保管箱 2</p>	 <p>蛍光管保管箱 3</p>	 <p>蛍光管保管箱 4</p>
 <p>蛍光管保管箱 5</p>	 <p>保管庫概外観</p>	

平成22年4月から、ごみの分別方法が一部変わります。

● 家庭ごみ分別表 (資源の有効な利用を促進するためにみなさんの幅広いご協力をよろしくお願いいたします。)

- 各種ごみ収集日: 別紙「家庭用ゴミ出しカレンダー」の日程表のとおり (毎年3月に配布)
- ごみを出す時間: 午前8時30分まで
- ごみを出す場所: お住まいの各振興会の収集場所
- ごみ収集物の管理: 振興会で管理されていますのでみなできれいにしましょう。
- 名前の記入: 各指定袋に必ず名前を(姓・名)を書いて下さい。
- 犬・猫等の死体処理: 飼い主又は土地・建物の管理者が行って下さい。

垂水市生活環境協会
垂水市生活環境課
32-1297
(直通)

種別	種類	主な商品名	出し方のルール	商品例	出し方	頻度	分別の要
可燃ごみ	1 燃やせるごみ	●資源にならない紙 (汚れたりぬれたりした紙や加工してある紙) (紙くず・紙コップ・紙皿・写真・圧着はがき・カーボン紙) ●衛生的に処理をするもの・他 (紙おむつ・生理用品・入浴・シップ・湯たぎ・たばこの吸殻・乾電池など) ●草花・雑草・枝木・板ざり・竹など ●リサイクルにならないプラスチック製品 (ビデオテープ・ヘアブラシ・スポンジなど) ●皮製品・ゴム製品 (ボール・グローブ・バッグ・すべての履物・ホースなど) ●資源にならない古繊維類 (バスマット類・ぬいぐるみ・座布団・クッションカーテン・ 下着・くつ下・手袋・ストッキング) ●生ごみとして出せないもの (貝がら・もち・竹のこ皮)	※ゴムホースなど長いひも状のものは、80cmに切断して出す ※袋に入らない大きな物は粗大ごみとして、各自清掃センター(中後)へ持ち込む (料金は無料)		毎週1回	変更あり	
	2 燃やせないごみ	●陶器類・ガラス・割れたビン・汚れたビン・鏡 ●ライター(使い切った物)・割れた電球や蛍光灯	※「燃やせないもの」に限る		毎月1回	変更あり	
生ごみ	3 生ごみ	●残飯・野菜くず・調理くず	※水切りをしっかりする ※大きい物は5cm位に切って出す		毎週3回	従来通り	
缶類	4 空缶	●スチール・アルミのマークが表示されているすべての缶 (ペットフードの缶・菓子缶・ミルク缶・缶づめなど)	※中を水洗いする		常時	従来通り	
	5 生きビン	●一升ビン・五合ビン	※中を水洗いする			従来通り	
	6 茶色ビン	●栄養ドリンク・調味料などのビン	※ラベルはそのまま、ふたははずし、金属製品のコンテナに入れる。			従来通り	
	7 無色透明ビン	●無色透明のビン	※ビンの色ごとに分ける			従来通り	
	8 その他の色ビン	●上記以外の色ビン				従来通り	
	9 ダンボール	●断面にストロー状の空洞があるもの	※段ボールの止め金やガムテープは取り除いてから出す			従来通り	
	10 新聞紙・チラシ	●新聞紙・折り込みチラシ	※紙類はぬれたりとリサイクルできませんので、屋根のないステーションの所は次の収集日に出してください。 ※それぞれを紙ひもでくくって出す			変更あり	
	11 雑誌・雑古紙	●書籍・教科書・雑誌・漫画本 ●パンフレット・広報誌・カレンダー ●カタログ・封筒				変更あり	
紙類	12 コピー紙	●コピー紙・再生紙・ざら紙			従来通り		
	13 紙パック	●紙パックのマークが表示されているもの	※スーパーの協力店舗でも回収		従来通り		
	14 紙箱・包装紙 (容器包装紙類)	●紙マークが表示されているすべてのもの			従来通り		
	15 その他紙類	●紙マークの付いていないもの (ジュレターペーパー・はがき・名刺・レシート・トイレットペーパー・ラップなどの紙) ●アルミやビニールを貼り合わせた紙 (カップ麺のふた・内袋がアルミのジュースや酒の紙パックなど)	※ジュースや酒の紙パックは洗って乾かしてから出す		従来通り		
	16 ペットボトル	●PETのマークが表示されているすべてのもの (清涼飲料水・お茶加工品・お風呂・洗剤・シャンプー(ノアルタイプ))	※汚れたものは洗って乾かしてから出す ※袋に入らない硬質プラスチックはひもでくくって出す		常時	従来通り	
プラスチック類	17 容器包装プラスチック類	●プラのマークが表示されているすべてのもの ●白色トレイ・色付きトレイ・発砲スチロール ●シャンプーや台所用洗剤などのボトルも容器包装になります	※汚れたものは洗って乾かしてから出す ※袋に入らない硬質プラスチックはひもでくくって出す		毎月2回	変更あり	
	18 その他プラスチック類	●プラマークの付いていないもの (プラスチック製の皿・スプーン・ストロー・バケツ・洗面器・風呂のふた・CD・DVD・おもちゃ・ブロック・クーラーボックス・布団乾燥機など)	※袋に入らないものは清掃センターに持込む		従来通り		
	19 衣類	●ハンカチ以上の大きさで、洗濯のしてあるもの	※ボタン・ファスナー等はずしたままよい		従来通り		
雑金属	20 スプレー缶 カセットボンベ	●整髪用・殺虫剤等のスプレー缶 ●カセットボンベ	※使い切ってあなをあけて出す		常時	従来通り	
	21 金属製品	●金属製食器類・なべ類・フライパン・やかん・包丁・ざら ●ビン類のふた(厚さ5mm未満のもの) ●かさ・アルミホイール・アルミカップ・カミソリ	※ゴミステーションの「金属類」ボックスに入れる ※かさはそのまま出す		変更あり		
有害物	22 蛍光灯	●蛍光灯・裸電球・水銀式体温計	※割れたものは燃やせないごみで出す		従来通り		
	23 乾電池	●乾電池・充電電池	※包んである箱は入れない		従来通り		
日用品	24 天から油等	●食用油	※不純物は取りのぞく		常時	従来通り	
	25 家電製品	●ポット・ラジオ・ドライヤー・扇風機・レンジ ●掃除機・電話機・電卓・炊飯器など	※家電製品(テレビ・冷蔵庫・エアコン)は処分したいものは家電リサイクル法に基づいて家電小売店・修理店に引き取り申し込む。		追加		
	26 可燃性粗大ごみ	●毛布・布団・じゅうたん・ホットカーペット ●木製のタンス・机・たな等	※市清掃センター(中後)へ各自直接持込んでください (料金は無料)		月～金曜日 毎週日曜日	従来通り	
各自持込	27 不燃性粗大ごみ	●自転車・ストーブ ●スチール机・いす等			従来通り		

平成22年3月作成

出典: <http://www.city.tarumizu.lg.jp/kankyoeisei/kurashi/machi/kankyo/gomi/documents/bunbetuhyou.pdf>

3. 環境省事業による水銀体温計等回収ルート実証事例

3.1 北海道 旭川市

実施期間	平成27年2月1日(日)～2月28日(土)(約1ヶ月間)
目的	平成25年10月に水銀に関する水俣条約が採択され、条約の発効後を見据え、水銀体温計等の水銀使用廃製品を、市町村等において回収を行い、既存のスキームである蛍光灯回収と合わせて回収・処理するルートに加えて、 <u>市町村内の薬局・薬店の店頭</u> に回収拠点を設置し、 <u>短期回収促進に関する実証事業</u> を行うことで、我が国における市町村等の適正な分別・回収等の取り組み方策について検討を行う材料を得ることを目的とする。本事業は環境省が(公財)全国都市清掃会議に委託して実施した。
実施スキーム	
特徴	体温計等の関係機関のひとつである薬局の窓口を拠点とした水銀体温計・水銀血圧計の短期回収促進モデル事業。国から強力要請がなされ、 <u>北海道薬剤師会旭川支部の協力により、民間市内薬局(184店舗)を市民が立ち寄りやすい拠点(適切な頻度・需要・立地・拠点数等)</u> として実施した。また、平行して旭川生涯学習フェアのイベントに旭川市環境政策課ブースを出展し、来場者に対して水銀体温計、血圧計の回収も行った。
導入手順	事業内容の協議(北海道薬剤師会旭川支部⇔環境省⇔旭川市)→市広報誌等の文案作成→広報用チラシやポスターの作成及びグッズ(回収ボックス、普及啓発グッズ)準備→チラシ配布、ポスター掲示など各種広報の実施→グッズ等の配送(北海道薬剤師会旭川支部紹介リスト先:186店)→回収実験→集計・結果報告
結果	協力薬局184店舗中持ち込みがあった店舗は111店舗。回収水銀体温計435本、水銀血圧計は94台。イベント回収水銀体温計は6本、血圧計は0台、その他品目(水銀温度計1本他)であった。回収原単位は行政人口に対して水銀体温計0.0012本/人(1本/400世帯)、水銀血圧計0.0003台/人(1台/1,887世帯)であった。薬局数に対しては水銀体温計2.4本/店舗、水銀血圧計0.5台/店舗であった。

北海道 旭川市 環境省事業による水銀体温計等回収ルート実証事例

1. 担当窓口

担当窓口 1	旭川市環境部廃棄物政策課
住所	〒070-8525 旭川市6条通9丁目46番地
連絡先	電話：0166-25-6324 E-mail： haikibutsuseisaku@city.asahikawa.lg.jp
URL	http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/

担当窓口 2	北海道薬剤師会旭川支部（旭川薬剤師会）
住所	〒070-8525 旭川市金星町1丁目旭川薬剤師会館
連絡先	電話：0166-29-2422 FAX：0166-29-2433
URL	http://www.ahmic21.ne.jp/yakuzaishi/

2. 旭川市基本事項

人口	346,831人	世帯数	176,475世帯	市域	747 km ²	一般廃棄物回収量	72,945 t
----	----------	-----	-----------	----	---------------------	----------	----------

※人口、世帯数、市域：平成26年度水銀体温計等回収ルート実証事業業務報告書、一般廃棄物量は平成26年度清掃事業概要

3. モデル事業結果（H27年2月1日～2月28日実施）

	人口	薬局数	水銀体温計原単位			水銀血圧計原単位		
			回収量	本数/人口	本数/薬局数	回収量	台数/人口	台数/薬局数
			(本)	(本/人)	(本/店舗)	(台)	(台/人)	(台/店舗)
結果	347,450	184	435	0.001252	2.364	94	0.000271	0.511

4. 旭川市家庭ごみ区分、品目（参考）

	No.	区分	回収頻度（備考）
9区分	1	燃やせるごみ	週2回
	2	燃やせないごみ	隔週
		乾電池・蛍光管	
	4	紙製容器包装・段ボール	隔週
	5	空き缶・空きびん・紙パック・家庭金物	週1回
	6	プラスチック製容器包装・ペットボトル	週1回
	7	廃食用油・使用済小型家電・布類	拠点回収
	8	粗大ごみ	電話申込
	9	せん定枝	電話申込

平成26年度水銀体温計等回収ルート実証事業業務報告書、一般廃棄物量は平成26年度清掃事業概要

5. 旭川市家庭ごみ中水銀使用廃製品の分類（参考）

ごみの区分	ごみの分け方と主な例	出し方
乾電池（体温計含む） 隔週	乾電池（ボタン型・充電池除く）、体温計	中身の見える袋に入れて「乾電池」や「体温計」と表示して出す。 ボタン電池・小形充電池は販売店、協力店の回収箱へ。
蛍光管 隔週	直管または丸管の蛍光管	蛍光管は割れないように、買ったときのケースに入れて出す。 ※ケースがない場合は直管と丸管を区分し、透明または半透明の袋に入れてください。

6. 広報状況一覧

実施主体	広報状況と概要
旭川市	<ul style="list-style-type: none"> ○広報あさひばし1月号 市内の全世帯に配布される広報誌（毎月12日頃から配りはじめ、19日までに各家庭に届く）1月号へ広報記事を掲載した（7. 参考図(5)）。 ○市ホームページ 市のトップページ及び環境政策課内で公開日1月22日にて実施期間中掲載した。 http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/kankyoseisaku/gom/suigin-kaisyu/index.html（7. 参考図(6)） 回収薬局の一覧については、北海道薬剤師会旭川支部ホームページのリンクを貼付とした。 ○事業周知用ポスター及びチラシの施設等への掲示依頼（7. 参考図(2), (3)） ポスター及びチラシを市有施設等の66か所（資料11送付先一覧）に郵送及び持参し周知を行った（1月28日付依頼文発送）。 ○パネル展での掲示 ポスター（1枚）を掲示、チラシ（30枚）を設置した。 場所：神楽市民交流センター、神楽3条6丁目 期間：2月2日～3月2日
旭川市 (終了時)	<ul style="list-style-type: none"> ○モデル回収終了後の市民周知 市内の町内会回覧用文書（ごみ通信29号）に記事を掲載した。 作成枚数は15,000枚、市内の全町内会（約1,250町内会）に3月20日付郵送で発送した。
北海道 薬剤師会 旭川支部	<ul style="list-style-type: none"> ○会員薬局への協力依頼 市内会員薬局全店舗にFAXにて事業の趣旨説明ならびに協力依頼を送付した。 ○北海道薬剤師会旭川支部ホームページへの関連記事掲載 下記の関連記事をお知らせとして掲載した。 1月21日：水銀体温計・水銀血圧計回収のご案内（2月1日～28日） 2月10日：水銀体温計・水銀血圧計を回収できる薬局が変わりました 2月28日：水銀体温計・水銀血圧計回収にご協力いただきありがとうございました
各協力 薬局	<ul style="list-style-type: none"> ○店頭回収ボックス設置 店頭レジ付近等、目につきやすいところに、緑色の回収ボックスを設置した。 ○ポスター・チラシ店内掲示 A2ポスター（1枚）ならびにA5のチラシ（12枚）を送付、店内掲示・利用した（依頼）。

7. 参考図

(1) 薬局での水銀体温計（左）、水銀血圧計（右）の保管状況



(2) 事業周知用チラシ A5

ご家庭で眠っている 旭川市

水銀体温計・水銀血圧計を 薬局店頭でモデル回収します！

なぜ今「水銀」なの？ 水俣条約採択！

平成25年10月に熊本市および水俣市で外交会議が開かれ、「水銀に関する水俣条約」が採択されました。本条約は、総合的に環境への水銀の人為的な排出を削減し、地球規模の水銀汚染の防止を目指す国際条約です。わが国での取組のひとつとして水銀含有製品の正しい回収を促進していくことが必要であり、今回、環境省のモデル事業として旭川市内の薬局で水銀体温計と水銀血圧計の回収を実施することとなりました。

回収方法

対象品目 水銀体温計・水銀血圧計
※電子式のもの対象外です
 小型家電として従来の回収ボックス又は回収拠点に持込んでください
 ※事業者からの持込みはできません

回収期間 平成27年 2月1日(日)～2月28日(土)
※期間以外は受入れできません

回収場所 市内の **薬局・薬店**
※薬剤師の常駐しないドラッグストアなどは回収しません

回収方法 薬局窓口付近にある
緑色の水銀体温計回収BOXに入れてください
水銀血圧計は窓口にお持ちください

水銀体温計
水銀血圧計

**今回の回収対象
品目だよ**

あつめる期間は 2月だけだよ！
おうちでも使っていない体温計があったら
薬局にもってきてね シールがもらえるよ

問い合わせ先：旭川市環境部環境政策課 Tel.0166-25-6324
この取組では、回収した水銀含有製品の処理を、公社社団法人金網都市清掃会と共同で実施しています

URL <http://www.jwma-tokyo.or.jp/>

(3) 事業周知用ポスターA2

旭川市

ご家庭で眠っている

水銀体温計・水銀血圧計を

薬局店頭でモデル回収します!

なぜ今「水銀」なの?
水俣条約採択!

「水銀に関する水俣条約」とは、総合的に環境への水銀の人為的な排出を削減し、地球規模の水銀汚染の防止を目指す国際条約です。
平成 25 年 1 月にジュネーブで開かれた国際連合環境計画 (UNEP) の政府間交渉委員会にて 92 ヶ国が条約への署名をおこないました。同 10 月には熊本市および水俣市で外交会議が開かれ、「水俣条約」が採択されました。

私たちに何が出来るの?
今回の取組

本条約のわが国での取組のひとつとして、家庭で眠っている水銀含有製品の正しい回収を促進していく必要があります。今回、環境省のモデル事業として旭川市内の薬局で水銀体温計と水銀血圧計の回収を実施します。

環境省

回収方法

対象品目 **水銀体温計・水銀血圧計**

※電子式のもの是对象外です
小型家電として従来の回収ボックス又は回収拠点に持込んでください
※事業者からの持込みはできません

回収期間 平成27年 **2月1日(日)～2月28日(土)**
※期間以外は受入れできません

回収場所 市内の **薬局・薬店**
※薬剤師の常駐しないドラッグストアなどでは回収しません

回収方法 薬局窓口付近にある
緑色の水銀体温計回収BOX に入れてください
水銀血圧計は窓口 にお持ちください

水銀体温計
水銀血圧計

水銀体温計・水銀血圧計の回収を行っています

体温計回収BOX

あつめる期間は 2月だけだよ!
おうちでもう使っていない体温計があったら
ぜひ薬局にもってきてね
シールがもらえるよ

問い合わせ先 旭川市環境部環境政策課 Tel. 0166-25-6324

この取組では、回収した水銀が使われている製品の処理を、公益社団法人全国都市清掃会議と共同で実施しています。
URL <http://www.jwma-tokyo.or.jp/>



(4) 回収ボックス概観



(5) 旭川市広報あさひばし原稿

家庭で眠っている

水銀体温計・水銀血圧計を回収します

水銀製品の量の把握や、効果的な回収方法の調査をするため、環境省のモデル事業として水銀体温計と水銀血圧計を期間限定で回収します。

回収品目 家庭で使われなくなっ

た水銀体温計、水銀血圧計

回収期間・場所

2月1日(日)～28日(土)・
市内の薬局（一部の店舗を除く）

※期間外の回収なし。

【詳細】 環境政策課 富25・6324



(6) 旭川市ホームページ画面

ご家庭で眠っている

水銀体温計・水銀血圧計を 薬局店頭等でモデル回収します！

モデル回収は、終了いたしました！ ご協力、ありがとうございました。

なぜ今「水銀」なの？ 水俣条約採択！

平成25年10月に熊本市と水俣市で外交会議が開かれ、「水銀に関する水俣条約」が採択されました。この条約は、水銀の環境への人為的な排出を総合的に削減し、地球規模での水銀汚染防止を目指す国際条約です。そのための重要な取組の一つとして、水銀含有製品の正しい回収を促進していくことが必要となります。そこで、今回、環境省のモデル事業として、旭川市内の薬局等で水銀体温計と水銀血圧計の回収を実施することとなりました。※この取組では、回収した水銀含有製品の処理を公益社団法人都市清掃会議と共同で実施しています。

対象品目 **水銀体温計・水銀血圧計**
 ※電子式のものは対象外です。
 ※小型家電として従来の回収ボックスまたは回収拠点に持ち込んでください。
 ※事業者からの持込みはできません。

回収方法① **市内の薬局・薬店**に持ち込む
 ※薬剤師の常駐しないドラッグストアなどでは回収しません。
 ※薬局・薬店の詳細について → [旭川薬剤師会のページ](#)
回収期間：平成27年**2月1日(日)～2月28日(土)**
 ※期間以外は受入できませんのでご注意ください。
回収方法：薬局窓口付近にある、緑色の水銀体温計回収ボックスに入れてください。水銀血圧計は、窓口にお持ちください。

回収方法② 旭川生涯学習フェア「**まなびピアあさひかわ**」会場に持ち込む
回収期間：平成27年**2月14日(土)・15日(日)**
 午前10時～午後4時
回収場所：旭川市民文化会館エントランスホール

集める期間は“2月”だけだよ！
 おうちでもう使っていない体温計があったら
 “薬局”か“まなびピア”に持ってきてね
 シールがもらえるよ♪

問い合わせ先
 〒070-8525 旭川市6条通9丁目46番地
 旭川市 環境部 環境政策課
 電話：0166-25-6324 Fax：0166-29-3977

[ごみ減量政策係のページに戻る](#)

出典：http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/kankyoseisaku/gom/suigin-kaisyu/index.html

3. 2 熊本県 阿蘇広域行政事務組合管内（阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村）

実施期間	平成27年2月2日（月）～2月27日（金）（約1ヶ月間）
目的	平成25年10月に水銀に関する水俣条約が採択され、条約の発効後を見据え、水銀体温計等の水銀使用廃製品を、市町村等において回収を行い、既存のスキームである蛍光灯回収と合わせて回収・処理するルートについて実証事業を行うことで、我が国における市町村等の適正な分別・回収等の取り組み方策について検討を行う材料を得ることを目的とする。本事業企画、取りまとめは環境省が民間コンサルタント会社に委託して実施した。
実施スキーム	
特徴	本事業は、予め、国及び熊本県から本実証事業に関する説明と協力要請がなされ、阿蘇広域行政事務組合管内の構成市町村である阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村の6市町村及び事務組合の窓口に回収ボックスを設置し実施した。これらの地域は、水銀に関する水俣条約が採択・署名された熊本市・水俣市に近く、住民の水銀の取り扱いに関する関心が高いとされ、かつ水銀含有製品のひとつである蛍光灯回収スキームがすでに構築されており、どの程度の回収率が得られるのかを検証した。
導入手順	事業内容の協議→広報誌等の文案作成→広報用チラシやポスターの作成及びグッズ（回収ボックス、普及啓発グッズ）準備→チラシ配布、ポスター掲示など各種広報の実施→グッズ等の配送、回収準備→回収実験→集計・結果報告
結果	回収水銀体温計414本、水銀血圧計は57台、水銀温度計15本であった。回収原単位は行政人口に対して水銀体温計0.0068本/人（1本/59世帯）、水銀血圧計0.0009台/人（1台/428世帯）であった。

1. 回収窓口

担当窓口(1)	阿蘇市本庁・内牧支所・波野支所	(電話)：0967-22-3135 (本庁市民課)
担当窓口(2)	南小国町役場 国民課 町民課	(電話)：0967-42-1113
担当窓口(3)	小国町役場 住民課	(電話)：0967-46-2115
担当窓口(4)	産山村役場 住民課	(電話)：0967-25-2212
担当窓口(5)	高森町役場・草部出張所・野尻出張所	(電話)：0967-62-1111 (本庁財産管理課)
担当窓口(6)	南阿蘇村久木野庁舎・白水庁舎・長陽庁舎	(電話)：0967-67-3176 (環境対策課)
担当窓口(7)	阿蘇広域行政事務組合 大阿蘇環境センター未来館(阿蘇市)・南部中継基地(高森町)・滝見園クリーンセンター(小国町)	(電話)：0967-24-5353

2. 実施市町村の概要

市町村	阿蘇市	南小国町	小国町	産山村	高森町	南阿蘇村	合計
行政人口(人)	27,813	4,347	7,674	1,607	6,951	11,795	60,187
世帯数(世帯)	11,283	1,759	3,093	612	2,874	4,754	24,375
行政面積(km ²)	376.30	115.86	136.72	60.60	174.90	137.30	1,002
人口密度(人/km ²)	73.9	37.5	56.0	26.4	39.7	85.9	60.1

※1 行政人口及び世帯数は、事業終了時の市町村広報最新データによる。

※2 行政面積(km²)は、平成25年全国都道府県市区町村別面積調により平成25年10月1日時点である。なお、阿蘇市、小国町、産山村、南阿蘇村は、参考値(境界未定のため)である。

※3 人口密度(人/km²)=行政人口÷行政面積

3. モデル事業結果(1)(H27年2月2日～2月27日実施)

実施市町村等	世帯数(世帯)	水銀体温計(本)		水銀血圧計(台)		その他(本)
		括弧内：世帯ごとに1本・台回収				
阿蘇市	11,283	118	(96)	27	(418)	水銀温度計1
南小国町	1,759	95	(19)	9	(195)	水銀温度計4
小国町	3,093	80	(39)	13	(238)	水銀温度計3
産山村	612	46	(13)	4	(153)	水銀温度計2
高森町	2,874	35	(82)	0	(-)	なし
南阿蘇村	4,754	20	(237)	4	(1189)	水銀温度計5
阿蘇広域行政事務組合		20		0		なし
合計	24,375	414	(59)	57	(428)	水銀温度計15

水銀量に換算(県算出)

(1) 水銀体温計 1.2g×414本=496.8g

(2) 水銀血圧計 50g×57台=2850g

(3) 水銀温度計 2.0g×15本=30g

計 3376.8g(約3.4kg)

モデル事業結果(2)(H27年2月2日～2月27日実施)

実施市町村	世帯数(世帯)	人口(人)	平均世帯人数(人/世帯)	水銀体温計原単位			水銀血圧計原単位		
				回収量 ^{注1} (本)	本数/世帯数(本/世帯)	本数/人口(本/人)	回収量 ^{注1} (台)	台数/世帯数(台/世帯)	台数/人口(台/人)
				阿蘇市	11,283	27,813	2.47	124	0.01046
南小国町	1,759	4,345	2.47	100	0.05401	0.02185	9	0.00512	0.00207
小国町	3,093	7,674	2.48	84	0.02586	0.01042	13	0.00420	0.00169
産山村	612	1,607	2.63	48	0.07516	0.02862	4	0.00654	0.00249
高森町	2,874	6,941	2.42	37	0.01218	0.00504	0	0	0
南阿蘇村	4,754	11,795	2.48	21	0.00421	0.00170	4	0.00084	0.00034
計	24,375	60,187	2.47	414	0.01698	0.00688	57	0.00234	0.00095

注1：阿蘇広域行政組合回収分(水銀体温計20本水銀血圧計0本、表中未記載)は、回収量計に加算した

4. 実施市町村等における水銀使用廃製品の取り扱い状況（参考）

実施市町村等	水銀添加廃製品の取り扱いに関する広報内容 【上段】ホームページ上での記載 【下段】各市町村等での取り決め
阿蘇市	http://www.city.aso.kumamoto.jp/citizens/garbage/guidance-2/guidance08/ 乾電池、蛍光灯類：未来館か市役所（支所）へ直接持込み 水銀体温計・水銀血圧計の回収方法：本庁・各支所にて回収
南小国町	http://www.town.minamioguni.kumamoto.jp/living/life/000133.php 乾電池・蛍光灯類：滝美園クリーンセンター又は年4回の指定回収場所への直接持込み 水銀体温計・水銀血圧計の回収方法：年4回（3か月毎）指定回収場所で回収。指定回収場所は町内10か所。回収日の2日前に回収箱設置。
小国町	http://www.aso-oguni.com/_src/sc501/pdf_miraikan.pdf 蛍光灯・乾電池・体温計：市町村役場又は施設への直接持込み 水銀体温計・水銀血圧計の回収方法：滝美園への直接持込み。年4回指定日に収集
産山村	http://www.ubuyama-v.jp/living/health_and_sanitation/waste_sorting/ 電池類：大阿蘇環境センター未来館か役場住民課への直接持込み 通常時の水銀体温計・水銀血圧計の回収方法：役場と阿蘇広域に直接持ち込み
高森町	http://www.town.takamori.kumamoto.jp/gomi/ 蛍光灯・乾電池・体温計：役場・南部中継基地に直接持込み 水銀体温計・水銀血圧計の回収方法：南部中継基地への直接持ち込み
南阿蘇村	http://www.vill.minamiaso.lg.jp/soshiki/7/gomikarenda.html 蛍光灯・乾電池・体温計：役場・南部中継基地に直接持込み 通常時の水銀体温計・水銀血圧計の回収方法：各庁舎窓口で回収
阿蘇広域行政事務組合	記載なし 通常時の水銀体温計・水銀血圧計の回収方法： 未来館及び各中継基地または各市町村役場窓口へ直接持込み。北部地区（南小国町、小国町）のみステーション回収も実施。

5. 広報状況

実施市町村等ごとの広報状況概要

実施市町村等	【上段】回収拠点（ボックス設置並びにポスター掲示、チラシ配架） 【下段】広報媒体並びに時期・回数等
阿蘇市	本庁・内牧支所・波野支所 チラシ配架枚数計：900枚 ・広報紙掲載1月（1回、6.参考図(3)） ・各戸設置型電子端末・1月10日（2月号）2月・2回
南小国町	南小国町役場町民課窓口 チラシ配架枚数計：109枚 ・広報誌きよら1月号、2月号（ホームページに掲載） ・町内有線放送 （6回、定時放送 朝：平成27年2月1日、24日 昼：平成27年2月1日、24日 夜：平成27年1月31日、2月23日、6.参考図(4)） ・CATV文字放送 （期間中、終日放送。平成27年1月28日～2月20日、6.参考図(5)）
小国町	住民課窓口 チラシ配架枚数計：250枚 ・町広報誌1月号（1回） ・町内ケーブルテレビ（平成27年1月28日～2月27日放送）
産山村	役場住民課窓口 チラシ配架枚数計：100枚 広報誌1月号、2月号（2回） お知らせ端末 1月下旬・2月中旬・2月下旬・2月上旬に各1回
高森町	高森町役場窓口・草部出張所・野尻出張所 チラシ配架枚数計：100枚 広報たかもり1月号（1回） ホームページ掲載（平成27年1月26日～2月28日、6.参考図(6)） 高森ポイントチャンネル（放送、平成27年1月～2月27日）
南阿蘇村	久木野庁舎窓口・白水庁舎窓口・長陽庁舎窓口 チラシ配架枚数計：不明 広報誌（6.参考図(7)）・ホームページ（6.参考図(8)）
阿蘇広域行政事務組合	未来館・滝美園クリーンセンター・南部中継基地 チラシ配架枚数計：300枚

6. 参考図

(1) 共通 A2 ポスター

ご家庭で眠っている

水銀体温計・水銀血圧計を

期間限定でモデル回収します！

水銀のモデル回収事業について～「水俣条約採択！」

平成25年10月に熊本市・水俣市で開催された外交会議において、水銀に関する水俣条約が採択・署名されました。本条約は、水銀の人為的な排出を削減し、地球的規模の水銀汚染の防止を目指すものです。

環境省では、家庭で眠っている水銀製品の量や効果的な回収方法等について調査を開始しました。全国に先駆けて阿蘇地域において、平成27年2月、現在使用されていない水銀体温計・水銀血圧計を集中的に回収するモデル事業を実施します。皆様の御協力を何卒よろしくお願いいたします。



回収方法

対象品目	水銀体温計・水銀血圧計 <small>※電子式のもの是对象外です。 ※事業者からの持込みはできません。</small>	 水銀体温計
実施期間	平成27年 2月2日 (月)～ 2月27日 (金) <small>※平日8時30分から17時15分までです。 ※期間以外は受入れできない窓口があります。モデル事業終了後は従来の回収・持込み方法に従ってください。</small>	
回収場所	各市町村庁舎等 回収窓口 (左下をご覧ください)	 水銀血圧計
回収方法	窓口付近にある 緑色の 水銀体温計回収BOX に入れてください。 水銀血圧計は窓口 にお持ちください。	

回収窓口 (問い合わせ先電話番号)

阿蘇市役所本庁・内牧支所・波野支所 (3か所)		Tel.0967-22-3135 (本庁市民課)
南小国町役場 町民課		Tel.0967-42-1113
小国町役場 住民課		Tel.0967-46-2115
産山村役場 住民課		Tel.0967-25-2212
高森町役場本庁・草部出張所・野尻出張所 (3か所)		Tel.0967-62-1111 (本庁財産管理課)
南阿蘇村久木野庁舎・白水庁舎・長陽庁舎 (3か所)		Tel.0967-67-3176 (環境対策課)
阿蘇広域行政事務組合 (3か所) Tel.0967-24-5353 (環境衛生課)		
大阿蘇環境センター未来館(阿蘇市)		
南部中継基地(高森町)		
滝美園クリーンセンター(小国町)		

水銀体温計・水銀血圧計の
回収を行っています




窓口にお声かけ頂ければ、くまモンシール (モデル事業啓発シール) を差し上げます！

(2) 共通 A4 チラシ

ご家庭で眠っている
水銀体温計・水銀血圧計を
期間限定でモデル回収します！

水銀のモデル回収事業について～「水銀条約採択」～

平成25年10月に熊本市・水俣市で開催された外交会議において、水銀に関する水銀条約が採択・署名されました。本条約は、水銀の人為的な排出を削減し、地球的規模の水銀汚染の防止を目指すものです。

環境省では、家庭で眠っている水銀製品の量や効果的な回収方法等について調査を開始しました。全国に先駆けて阿蘇地域において、平成27年2月、現在使用されていない水銀体温計・水銀血圧計を集中的に回収するモデル事業を実施します。

環境省

回収方法

対象品目	水銀体温計・水銀血圧計 <small>※電子式のものはありません。 ※事業実施からの回収のみです。</small>
実施期間	平成27年 2月2日(月)～2月27日(金) <small>※期間外は受け入れられない回収になります。 ※アソシエーションは採択の採択・採択済みの方によって異なります。</small>
回収場所	各市町村庁舎等 回収窓口 <small>※お住まいの地域によって異なります。</small>
回収方法	窓口付近にある 緑色の水銀体温計回収BOX に入れてください。 水銀血圧計は窓口 にお持ちください。

回収窓口・回収時間等は裏面をご覧ください
阿蘇市・南小国町・小国町・産山村・高森町・南阿蘇村・阿蘇広域行政事務組合

モデル事業として2月に集中して回収します。

ご家庭で使用している水銀体温計・水銀血圧計を
回収窓口へお持ちください。ご協力をお願いします。
＜お申し込みを上げます！＞

環境省モデル事業

お住まいの地域の
水銀体温計・水銀血圧計 回収窓口
(問い合わせ先電話番号)

阿蘇市役所本庁・内牧支所・波野支所(3か所) <small>Tel.0967-22-3135(本庁市民課)</small>	
南小国町役場 町民課 <small>Tel.0967-42-1113</small>	
小国町役場 住民課 <small>Tel.0967-46-2115</small>	
産山村役場 住民課 <small>Tel.0967-25-2212</small>	
高森町役場本庁・草部出張所・野尻出張所(3か所) <small>Tel.0967-62-1111(本庁財産管理課)</small>	
南阿蘇村久木野庁舎・白水庁舎・長陽庁舎(3か所) <small>Tel.0967-67-3176(環境対策課)</small>	
阿蘇広域行政事務組合(3か所) <small>Tel.0967-24-5353(環境衛生課)</small> 大阿蘇環境センター未来館(阿蘇市) 南部中継基地(高森町) 海美園クリーンセンター(小国町)	

実施期間：平成27年2月2日(月)～2月27日(金)
受付時間はいずれも平日8時30分から17時15分までです。

回収方法：窓口付近にある
緑色の水銀体温計回収BOXに入れてください。
水銀血圧計は窓口にお持ちください。

窓口にのりかき添付すれば、
くまモンシール(モデル事業啓発シール)
を張り上げます！

水銀体温計・水銀血圧計の
回収窓口です。

体温計回収BOX

(3) 阿蘇市広報原稿

家庭で眠っている**水銀体温計・水銀血圧計**の回収をします。

水銀体温計・水銀血圧計の回収方法

対象品目 水銀体温計・水銀血圧計



※電子式のものは対象外ですので、小型家電として不燃物(小金属)にて出してください。

実施期間 平成27年2月2日(月)～2月27日(金)まで

回収場所 市役所市民課・各支所の窓口、阿蘇広域行政事務組合未来館窓口

回収方法 直接窓口にお持ちください。

問い合わせ先 市民課 (22-3135)

平成二十五年十月に熊本市・水俣市で開催された外交会議において、水銀に関する水俣条約が採択・署名されました。本条約は、水銀の人為的な排出を削減し、地球的規模の水銀汚染の防止を目指すものです。環境省では、家庭で眠っている水銀製品の量や効果的な回収方法などについて

調査するため、全国に先駆けて阿蘇地域において、平成二十七年二月二日(月)～二月二十七日(金)まで、現在使用されていない水銀体温計・水銀血圧計の回収を啓発するモデル事業を実施します。皆様の御協力を何卒よろしく願います。

電子端末での各戸へ掲載

家庭で眠っている

水銀体温計・水銀血圧計 の回収をします

平成25年に水銀に関する水俣条約が採択されたことに伴い、水銀の人為的な排出を削減し、地球的規模の水銀汚染の防止を目指すため、全国に先駆け阿蘇地域で、ご家庭で現在使用されていない水銀体温計・水銀血圧計の回収を啓発するモデル事業を実施します。

実施期間 平成27年2月2日(月)～2月27日(金)まで
回収場所 市役所(市民課)、各支所の窓口、阿蘇広域行政事務組合未来館
回収方法 直接窓口にお持ちください。

市民課 ☎22-3135

(4) 南小国町広報原稿

平成 27年 月 日

総務課	放送時間				放送 依頼課	主管課長	審議員	係員	課(班)名		町民課		
	1月31日	2月1日	2月23日	2月24日					依頼者名	志賀 美彩代	印		
	朝 昼 夜	朝 昼 夜	朝 昼 夜	朝 昼 夜									
<p>※2月23日・24日の放送時</p>													
<p>環境省のモデル事業として、ご家庭で現在使用していない「水銀体温計と水銀血圧計」の回収を、2月2日(月)から2月27日(金)まで、町民課窓口で行います。</p>													
<p>詳しくは、ケーブルテレビ文字放送をご覧ください。(繰り返しします。)</p>													
<p>詳しくは、ケーブルテレビ文字放送をご覧ください。(繰り返しします。)</p>													

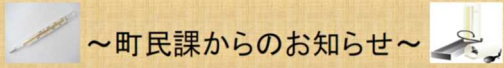
※この依頼書は、放送日の前日の午後二時までに提出してください。

放送依頼書 南小国町

(5) 南小国町広報原稿（新文字放送）

水銀体温計・水銀血圧計 の回収について

～町民課からのお知らせ～




平成25年10月に熊本市・水俣市で開催された外交会議において、水銀に関する水俣条約が採択・署名されました。

《本条約の目的》

水銀の人為的な排出を削減し、地球規模の水銀汚染の防止を目指す。

環境省では、家庭で眠っている水銀製品の量や効果的な回収方法などについて調査するため、全国に先駆けて阿蘇地域において、現在使用していない水銀体温計・水銀血圧計を回収するモデル事業を実施します。



【対象品目】

- ・水銀体温計
- ・水銀血圧計

※電子式のものとは対象外

【回収期間】

2月2日(月)～2月27日(金)

※土日祝祭日を除く


午前8時30分～午後5時15分



【回収場所】
町民課窓口

【回収方法】



- ・右上図の回収BOXに入れてください。
- ・水銀血圧計は、直接窓口にお持ちください。



水銀体温計・水銀血圧計をご持参いただいた方に、「水銀体温計くまモン」シールを贈呈します。

皆さまのご協力をよろしく
お願いします。

【お問い合わせ】
役場町民課 ☎42-1113

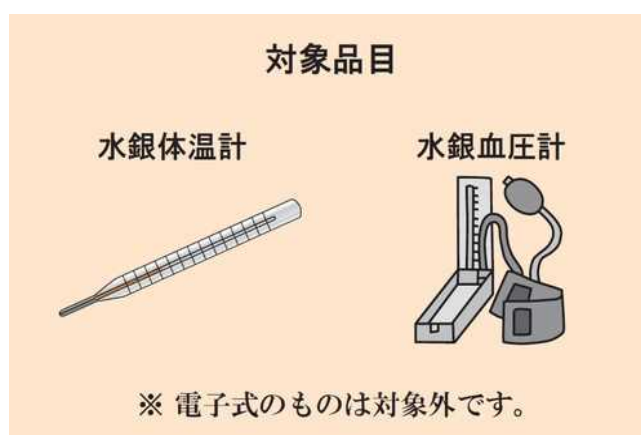



(6) 高森町広報原稿（広報たかもり・ホームページ）

平成25年10月に熊本市・水俣市で開催された外交会議において、水銀に関する水俣条約が採択・署名されました。本条約は、水銀の人為的な排出を削減し、地球的規模の水銀汚染の防止を目指すものです。

環境省では、家庭で眠っている水銀製品の量や効果的な回収方法などについて調査するため、全国に先駆けて阿蘇地域において、平成27年1月から2月頃まで、現在使用されていない水銀体温計・水銀血圧計を回収するモデル事業を実施します。皆様の御協力を何卒よろしくお願いいたします。

水銀体温計・水銀血圧計の回収方法



回収期間 ▶ 2月2日（月）～2月27日（金）

回収場所 ▶ 高森町役場本庁窓口及び草部・野尻出張所

回収方法 ▶ 直接窓口にお持ちください。

お問い合わせ先

高森町 財産管理課 ☎0967-62-1111 内線 232

(7) 南阿蘇村広報原稿（広報誌）

家庭で眠っている 水銀体温計・水銀血圧計の回収をします


平成25年10月、熊本県で開催された国際会議にて、水銀による環境や人への悪影響を防ぐための「水銀に関する水俣条約」が92カ国の署名により採択されました。今後は、この条約に基づいて、水銀の適正な管理・保管を検討しなければなりません。

そこで、家庭で眠っている水銀製品の量の把握や効果的な回収方法などについて調査するために、環境省のモデル事業として、ご家庭で現在使用されていない水銀体温計・水銀血圧計を回収します。


**環境省
回収促進事業**

水銀体温計・水銀血圧計の回収方法

対象品目	水銀体温計・水銀血圧計 ※電子式のもの是对象外です。 ※事業者からの持ち込みはできません。
回収期間	2月2日(月)～27日(金)
回収時間	平日 午前8時30分～午後5時15分 ※期間以外は受入できません
回収場所	役場 久木野庁舎・白水庁舎・長陽庁舎の各窓口
回収方法	回収場所窓口付近にある緑色の回収BOXに入れてください。 水銀血圧計は直接窓口にお持ちください。



お持ちいただいた方には右の「水銀体温計くまモン」シールを差し上げます(10cm×15cm)。



お問い合わせ 環境対策課 環境保全係 Tel.(67)3176

(8) 南阿蘇村広報原稿（ホームページ）

[トップページ](#) > [組織ですが?](#) > [環境対策課](#) > [水銀体温計・水銀血圧計を期間限定でモデル回収in阿蘇](#)

水銀体温計・水銀血圧計を期間限定でモデル回収in阿蘇

通常ページへ戻る 掲載日:2015年2月1日更新

家庭で使用されずに保管されている水銀体温計・水銀血圧計を2月に集中して回収しますのでお知らせします。

環境省では、水俣条約の締結後は、現在有用物として扱われている水銀の使用用途が制限されることから、水銀を廃棄物として処分する際の基準等、環境上適正な管理方法に関する検討されています。その一つとして市中にある水銀及びその含有物の効果的な回収方法に関する調査のため、全国2地域(北海道旭川市、熊本県阿蘇地域)で水銀体温計等の回収を実施されます。

今回、熊本県阿蘇地域で実施される取組についてお知らせします。

- 1 期 間
平成27年2月2日(月曜日)から平成27年2月27日(金曜日)
- 2 対象地域
阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村
(阿蘇広域行政事務組合のごみ処理対象区域)
- 3 回収方法
市町村庁舎の窓口へ水銀体温計や水銀血圧計を持参してもらう。
- 4 実施主体 環境省
回収及び処理等 阿蘇市、南小町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、阿蘇広域行政事務組合
実施協力 熊本県
- 5 その他
[阿蘇地域以外の取組]
北海道旭川市・・・薬局を窓口とする水銀体温計等の回収 等

別紙チラシ [PDFファイル/213KB]